

予算特別委員会会議録（３）（令和５年３定）			
日 時	令和５年 ９月１５日（金）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時４６分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、中村（誠吾）副委員長、小貫・白濱・橋本・横尾・ 中鉢・佐藤・下兼各委員		
説明員	総務・財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・福祉保険・ こども未来・建設・教育各部長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白濱委員、下兼委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。新井田委員が橋本委員に、白川委員が横尾委員に、松井委員が小貫委員に、松岩委員が中鉢委員に、中村吉宏委員が佐藤委員に、面野委員が下兼委員に、小池委員が白濱委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、みらい、立憲・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

○橋本委員

◎不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）について

最初に、不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）について質問させていただきます。

全国の小・中学校で不登校の児童・生徒数が増加し約30万人となる中、文部科学省では令和5年3月31日に誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくＣＯＣＯＬＯプランというものを発表しました。その内容は、大枠で「１．不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備」、この中には、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームなどを設置するとか、教室以外の学習等の成果の適切な評価の実施などがあります。続いて「２．不登校児童生徒の保護者への支援」、「３．早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携」、「４．学校の風土の「見える化」」というのが大枠で書かれております。

今定例会の代表質問で、当会派の白川議員の質問の中に、現在、本市の不登校児童・生徒の人数という質問への御答弁が令和3年のデータでした。改めて、令和3年の不登校児童・生徒の人数をお聞きいたします。

そして、令和4年のデータを把握していないというのは、どのような理由があるか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

本市の不登校児童・生徒数につきましては、公表されている最新の令和3年度の数値で申し上げますと、小学校67名、中学校129名となっております。この数値が令和3年度に基づいたものである理由につきましては、文部科学省の調査であります令和4年度、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果が、国や道から公表してからでないと市教委が公表できないことから、令和3年度の数値となっております。

なお、例年、文部科学省は10月下旬から11月にかけて公表しております。

○橋本委員

では、不登校を経験した児童・生徒の中には、短期間で通常の学校生活に戻る方もいるかと思うのですが、不登校児童・生徒として数える基準があればお答えください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

不登校の基準についてですが、文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によると、年間30日以上欠席者のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」と示されております。

○橋本委員

次に、このプランの中の「２．不登校児童生徒の保護者への支援」についてお伺いいたします。

不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことも重要だと思います。不登校の子供、保護者

の会などは非常に重要な役割を果たすと思うのですが、全国的に見ても現状では行政から支援がないところが多いというふうに伺っております。

そこで、小樽市での不登校の子供の保護者や保護者会などへの支援の取組についてお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

保護者への支援の取組ですが、毎年、市教委で実施している不登校対策研修会を開催しており、不登校児童・生徒等の保護者や学校教職員が参加しております。

今年度につきましては、本市教育支援センターの教育支援コーディネーターが学校復帰に向けて、学校や家庭で気持ちを安定させることができる居場所づくりなど一人一人の子供に寄り添った対応について参加者が協議するなどの取組を行ったところであります。

○（教育）生涯学習課長

生涯学習課でも家庭教育支援の取組を小樽わくわく共育ネットワークという団体と連携しながら実施しているところでございます。具体的には、小樽市生涯学習プラザを会場としまして、生活習慣改善などの家庭教育の講座ですとか、子供向けの体験学習のほかに、不登校や行き渋りなどの小・中・高生ですとか、形式卒業のお子さんなどが安心して過ごせるような居場所として、子どもカフェという取組を月1回実施しております。

また、御質問のありました保護者向けの取組としまして、不登校に限らず子育てに関するお悩みを持つ保護者の方が相談できる機会といたしまして、子どもカフェ倶楽部という取組も月1回開催するなど、不登校の子供ですとか保護者の方の居場所や相談の機会を小樽市生涯学習プラザで提供しているところでございます。

○橋本委員

いろいろ取組はしてくださっているというのは分かりました。ただ、私の知り合いにも何人かお子さんが学校に行けていない方がいて、その方は働いていたりして、そういった保護者とのつながりというのが少し薄い感じのお話だったのです。具体的に何かそういう参加するようなものがあるのかと確認したら、んーという感じだったのです。ちょっと分からないけれども何かあるみたいだねみたいな雰囲気のお話をしている方もいたので、もしかしら、全員というか多くの方にきちんと伝わっていないこともあるのかというふうに思いますので、伝え方というのは、一人一人の親御さんに封書なり、何か出しているということになるのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

先ほどの不登校対策研修会についてですが、市内の小・中学校のお子様を通じて、家庭に渡るようにチラシを配付しているところでございます。

○（教育）生涯学習課長

私から御紹介しました子どもカフェ倶楽部などという保護者向けの取組については、広報おたるで御紹介させてもらっているほか、ホームページなどでも周知するように努めているところです。

○橋本委員

今、伝え方を教えていただきましたけれども、学校から生徒を通じて伝えているというふうにおっしゃっていたかと思うのですが、不登校のお子様を通して親御さんに何かしているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

今のお答えですけれども、不登校児童・生徒については担任が家庭訪問などを週1回程度行っておりますので、その際にプリントを届けて御説明、案内しているところでございます。

○橋本委員

伝え方というのが、子どもカフェ倶楽部に関しては、広報おたるですとか、ホームページに載せているということです。ただ、総じて広報おたる、ホームページを見ない方もやはり多くいらっしゃるのかと思います。今は働い

ているお父さん、お母さんが多いので、何かもう少し違った形で伝えることも考えていただけたらと思うのです。

大体でいいのですが、この催されているものにどれぐらいの保護者の方が参加しているか、もし分かればお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

参加している保護者の数ですが、不登校対策研修会については、毎年数名の保護者に参加していただいているところでございます。

○（教育）生涯学習課長

小樽市生涯学習プラザでの取組については、月お一人からお二人ぐらいということで、あまり多い参加は得られていないというところです。

○橋本委員

やはり少ないかと思います。周知の仕方なのか、そもそもこの催しの在り方なのか、検討すべき点が多いのかと思います。

ぜひ、保護者の方へのフォローを、というのは、保護者の方も孤立してしまうような方もいると思うので、私の周りでは1人で悩んでいるという感じの方も実際にいらっしゃいましたので、何か積極的な取組というのを私からも希望します。

COCOLOプランでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの関係機関と連携して保護者を支援するというふうにもしっかり明記されています。

現在、小樽市には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは何人おりますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの人数についてですが、今年度スクールカウンセラーは道費5名、市費4名、スクールソーシャルワーカーは市費1名でございます。

○橋本委員

小樽市においても、教育委員会が先導して不登校の子供の保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者の会というのを設置する、いろいろ取組はしていただいていますけれども、教育委員会がしっかり保護者の方に向き合った、そういった会も必要かというふうに今お話を聞いていて思いました。

その会にスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーの方をコーディネーター役などで派遣していただいて、そういったような自治体としての具体的な関わりがもっと必要なかというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

現在、保護者からの要望に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校や市教委での面談を実施したり、必要に応じて訪問相談にも対応しているところでございます。

先ほど委員から御指摘もありましたように、不登校対策研修会や子どもカフェ倶楽部の取組を広く保護者にも呼びかけてまいりたいと考えております。

○橋本委員

ぜひ、親御さんのフォローもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

さらに、「4. 学校の風土の「見える化」」という項目なのですが、これは学校評価とは別に見える化というのを、学校の風土を可視化するやり方なのですが、児童・生徒に、自分にはいいところはありますか、不安や悩みを相談できる教員はいますかなどのアンケート形式で児童・生徒全員に答えてもらって、学校が児童・生徒にとって生活しやすい風土、雰囲気であるかというのを把握する必要性というのを明記しております。学校風土の見える化を通して、学校がみんなが安心して学べる場所にするための施策になります。

小樽市として今後、学校の風土の見える化に関しては、どのように取り組むべきかということをお考えか、お伺いいたします。

○（教育）学校教育支援室青柳主幹

文部科学省において学校の風土等を把握するためのツールが整備され、今後、示されることになっております。現時点では、各学校において学校のルールづくりに児童・生徒が参加したり、学校評価に係る児童・生徒アンケート等を実施したりすることを通して、意見を聞き取り、一人一人が安心して生活し、学ぶことができるよう学校改善に努めているところでありますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○橋本委員

COCOLOプランの学校風土の見える化のツールなのですが、最初にプランが発表されたときにはこのツールに関しては後日お伝えしますという形ですが、もう既に発表されているのです。その中に、五つ、ツール例というのが出ていて、こういったアプリ的なものを使用しながら数値化して可視化するという提案というのも既にされているので、ぜひ確認していただきたいと思います。

不登校になる原因というのは本当に様々で、学校に原因があったり、家庭に原因があったり、それぞれだ思うのですけれども、少子化で子供の人数ももちろん少ないので、義務教育というのがすごくどんどん小さな社会になっているなど、私も子供を育てましたので、自分の時代と比べるとやはりそういう感じはするのです。その中でストレスもすごく多いですし、正直、本当に誰でも不登校になる可能性があるというのが現実かというふうに思います。

この学校の風土の見える化というのは、あくまでも不登校に至っていない子供たちのためのツールでもあるのかと思うので、ここをしっかりと活用しながら取り組んでいただけたらと思います。

◎公共施設のトイレのつえホルダーについて

続きまして、公共施設のトイレにつえホルダーをつけていただきたいという件についてお伺いします。

市役所の1階のトイレの手洗いに、つえのホルダーを設置していただきたいという御年配の方の声がありました。1階の窓口には、それぞれホルダーが設置されているのは確認してまいりました。ただ、1階のトイレにはありませんでした。あと、男性のほうも今日います横尾委員に確認していただいたのですけれども、当然ついていなくて、委員の意見として、例えば手洗いのところだけではなくて、男性ですと小便器というのがあって、その横にあると便利だねという声もありました。

お伺いしますが、これを機に公共施設の窓口、またトイレなど、市民の方が多く使われる場所のチェックをもう一度していただいて、できましたら、こういうホルダー、傘などもつけられるような、ゴム状のマットのようなものでも構わないのですけれども、そういったものを設置していただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○（福祉保険）福祉総合相談室大島主幹

ただいま、つえホルダーについての御質問がございましたけれども、現状をまずお知らせいたしますと、身体障害者の福祉団体から、市の窓口カウンターなどへ、つえホルダーを設置してほしいという要望がございまして、本年7月に庁内の各課に、つえホルダーの設置依頼をさせていただいたところでございます。

今回の御質問でトイレなどへの設置ということでございますけれども、こちらについては障害をお持ちの方や御高齢の方々にとっても利用していただくのは有益だと思いますので、こちらにつきましては、また庁内関係部署に対しまして、窓口やトイレ、あとその他必要と思われるような場所にも、つえホルダーの設置について、各部署で設置の検討をしていただくよう改めて促してまいりたいと考えております。

○橋本委員

◎带状疱疹ワクチン費用の助成について

続きまして、带状疱疹ワクチン費用の助成についてお伺いします。

第2回定例会の厚生常任委員会でも私は質問させていただきまして、そのときの御答弁は、国や道の動向を見ていきますというような内容の御答弁だったと思います。その後、この数か月間でも助成を行う自治体が増えてきております。症状などについては前回細かく確認しましたので省きますが、第2回定例会後も当会派の各議員のところに市民の方々からワクチン費用の助成を望む声を伺っております。

今年度に入り、助成期間を限定した取組をしている自治体が増えてきました。東京都八王子市では、令和5年4月1日から令和5年7月31日までの間に自費で带状疱疹ワクチンの予防接種を受けた場合、接種にかかった費用の一部を助成する、このように3か月、4か月など区切ってやっているところもあるのです。

ここでお聞きしますが、このように助成期間を設けることで带状疱疹ワクチンのニーズを把握することができるのではないかとこのように思いますが、見解をお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

带状疱疹ワクチンの接種を助成する期間を限定して実施してはどうかという御質問だと思ひまして、八王子市の例を挙げていただいたところでございますが、調べてみたところ八王子市では、令和5年8月1日から市単独助成を開始するというふうになっておりまして、これはこれからずっと続けていくということらしいです。8月からは、市内の医療機関に委託して接種ができるようになったのですけれども、既に自費で打ってしまった場合の費用の償還払いをすることとしておりまして、その償還払いをする対象期間が今年4月1日から7月31日までの4か月というふうになっているようでした。

八王子市のほかに市単独の助成期間を設けている自治体があるかどうかというのは、このほか確認はできませんでしたが、本市におきましては、これまで期間を限定して試験的に市単独で助成したケースというのはございませんので、実施につきましては少し難しいものというふうに考えているところであります。

○橋本委員

少し私の勉強不足なところもありましたけれども、実施できるかできないかではなくて、仮に期間を設けてやった場合、ニーズを確認することができるかどうかというのを伺ったのですが。

先ほどの八王子市の対応とは若干違いますけれども、仮にこういうふうに期間を限定することで、まず小樽市の带状疱疹ワクチンのニーズというのをはかるということもできるのではないかとこのように思うのですが、ニーズの把握ということに関してはどのようにお考えでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

ワクチンの自己負担額が減るということは、皆さん望んでいらっしゃるというふうにはもちろん思います。どれぐらいの接種率になるかという、ニーズということだと理解しておりますけれども、確かにニーズの把握というのは必要といたしますか、望ましいという面はもちろんあると思いますが、一方で、前提としてこのワクチン自体が、国の責任において等しく受けられるような定期接種化を求めるという動きも今進んでおりますので、それとの兼ね合いで、市としては全体的な、財政的なものも含めて考えていくというふうな考えでおります。

○橋本委員

国からの指導などは、平等に当然、誰しも受けられるというのが前提でというお話はあるのですけれども、だとしたら、やはり市でもしっかりと助成していかなければならないというほうに話が向くのかと今の話だと思ったのですけれども、現時点で限られた財源の中で優先順位をつけるというのは私も理解はできるので、ニーズの把握という点では少し難しいかもしれませんが、こういうやり方も考えていく必要があるかというふうには思います。

次の質問に移りますけれども、带状疱疹の罹患率は50歳から増える、これは皆さん御存じだと思うのですけれども、厚生労働省の带状疱疹の定期接種化に関する審議で用いられた資料の中に、75歳から79歳がピークということとその資料を見ると分かります。また、年代が上がると重篤度も上がり、入院治療になる確率が上がるそうです。

入院例の中には基礎疾患がある方が3割、4割ほどいるという報告もあります。高齢の方は何らかの疾患を治療している方が非常に多いので、重篤化を招く可能性が非常に高いです。

本来は、50歳代から、当然、働き盛りの方から支援したいというふうに希望するところで私は前回も質問させていただいたのですが、道内の助成をしている自治体の中には65歳からというふうに助成をしているところも幾つかあります。対象年齢を罹患のピークの70歳代に合わせたり、また、重篤リスクが上がるような高齢の65歳からとするなど、そういった取組方もあるかというふうに思いますが、見解をお伺いします。

○（保健所）保健総務課長

本市は現在、国が定期接種とされているもののみのワクチンの助成を行っております。委員御指摘のとおり、年齢対象を区切りまして、ある一定の年齢層から独自の助成対象としている事例があるということは、承知しているところであります。

带状疱疹ワクチンなのですが、罹患した際の症状が軽減されるということは一定程度明らかにされているのですが、そのほかの課題としましては、接種効果の持続性ですとか、副反応の発生頻度など、また、今お話がありました導入について最適な年齢と効果、安全性について早期検証が必要であるということが言われているところであります。

そして、小樽市保健所も所属しております全国政令市衛生部局長会というのがございまして、これが本年9月、今月なのですが、厚生労働大臣宛てに申入れを行いまして、带状疱疹ワクチンの有効性の早期検証と定期接種化への議論を急ぐよう要望を行うというふうになっております。

現在、定期接種化の議論を早期に行うよう国に対して要望を続けている状況にありますので、年齢を区切って独自に助成をしている市があることは承知しておりますけれども、本市におきましては、こういった国の動向を見ながら、带状疱疹ワクチンが定期接種となったときには助成について速やかに対応していくというような考えでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○橋本委員

国への要望も行っているというふうには今御答弁いただきましたけれども、全国保険医団体連合会というところの資料で、今年8月現在で全国273か所の自治体は何らかの带状疱疹への助成を行っています。今月から始める自治体を入れますと、もう280か所になるそうです。

国での定期接種を待たずして、日本中の自治体がこれほど取り組んでいる施策というのは、300近い280自治体というのが多いか少ないかというのは主観ではあるかと思うのですが、私は、これはかなりニーズがあることだというふうに思うのです。

その必要性が理解できるというか、必要性が確認できたら、小樽市でも今後していこうという気持ちは、国の動きを待たずに小樽市独自でも、今言っていた内容が確認できたら取り組んでいける形のお話かと今、少し思ったのです。

もう一つ、質問させていただきますが、その確認ができた時点で、国の施策を待たずに小樽市で取り組んでいこうとお考えかというのを最後にもう一度お聞きいたします。

○（保健所）保健総務課長

先ほどの私の答弁なのですが、現在、国が定期接種化の議論を早期に行うよう各団体から要望を続けておりますので、国が定期接種化に踏み込んだ決定をした場合には、本市においても助成について速やかに対応してまいりたいことを答弁させていただきましたので、その課題についての有効性ですとか、もちろんそういった課題がクリアされた後に定期接種化になるというふうに思いますが、国が定期接種化をした際に本市として対応していく押さえでありますので、そちらは御理解いただきたいと思います。

○橋本委員

国がしてからでないとやらないということを今はっきり言うていただきましたけれども、私としては、小樽市も取り組み、形を模索するということも同時にしていただきたいというふうに思います。全くやろうという気持ちがあれば、なかなかこういうことは当然進まないことだと思うので、国の方向を注視しながら、また、小樽市としてもこのニーズに応えるということも模索していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の今後の対応について

最後に、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について質問いたします。

令和4年度に子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨が再開されました。それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も3年間の期間限定で定期接種と同条件で接種できるキャッチアップ接種が設けられ、小樽市でも現在、進めているかと思います。

まず、キャッチアップ接種の対象年齢、対象人数、そして、接種した人数、これで接種していない人数も出るかと思うので、お示ください。

○（保健所）保健総務課長

キャッチアップ接種の対象者の人数と現時点で接種した人数ということでございますけれども、対象年齢というか対象の生年月日でお話しさせていただきますと、令和4年度対象が平成9年4月2日生まれから平成18年4月1日生まれで、対象者数が3,034人です。令和5年度が平成9年4月2日生まれから平成19年4月1日生まれで、対象者数が3,212人となっています。

続きまして、接種者なのですが、令和4年度の接種者が165人、令和5年度が4月から7月までの4か月間までのデータとなっておりますけれども123人となっております。

○橋本委員

かなりの方が接種していないというのが分かります。

キャッチアップ接種の開始時に対象者には郵送などで通知したと思いますが、その後、キャッチアップ接種の未接種の方への通知はしてきたでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

令和5年度のキャッチアップ接種の方々、未接種者へのお知らせにつきましてですが、本年5月中旬から6月の間に、これらの方々へのキャッチアップのお知らせを発送しております。

○橋本委員

今年度、9価HPVワクチンも定期接種できるようになりました。9価ワクチンの通知は、キャッチアップ接種対象者も含めて全対象者にしたでしょうか。

また、キャッチアップ接種の期間は令和4年4月から令和7年3月の3年間になっていますけれども、HPVワクチンの接種は3回する必要がある、間隔を空けて、最短で6か月かかります。つまり、期間内に全て公費で接種するためには、令和6年の9月末までに1回目を終了させないといけないのです。

もしHPVワクチンを自費で接種する場合の3回分の費用を、9価ワクチンの場合でお示ください。

○（保健所）保健総務課長

9価ワクチンが定期接種になった後の通知ということでございますけれども、9価ワクチンのお知らせは3回全て終了した方を除きまして、今年度対象者全員にお知らせを送付しております。

次に、自費で9価ワクチンを打った場合の金額ということかと思いますが、本市では契約管財課を通してワクチン代の単価契約を行っておりますけれども、ワクチン代と委託料を含めまして1回当たり約2万5,000円弱というふうになっております。実際に自費で接種する場合は、各医療機関が独自に金額を設定することになりますので、1回当たり約2万5,000円弱よりも増減となる可能性がある場合もあるということとは認識しております。

○橋本委員

9価ワクチンを3回自費でした場合2万5,000円以上、3万円ぐらいということですので、大体9万円から10万円かかるというのが確認できました。

HPVワクチン接種率は全国的に伸び悩んでいまして、国では接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると積極的勧奨を再開したことが対象者に正しく伝わっていないのではないかなというふうにも思います。このように9万円、10万円の自己負担となると、接種の可否を判断する重要な検討材料になってしまうのかと思います。

今後、キャッチアップ接種対象者への取組についてお伺いしますが、あらゆる方法を使って期限の1年間しっかりお知らせしていただきたいと思ひまして、広報おたるやホームページ以外に考えられる方法をお示しください。

○（保健所）保健総務課長

キャッチアップの接種は令和6年度が最終年度となりますので、周知は非常に重要であるというふうに考えています。

それで広報おたるですとか市のホームページ以外の手法、手段ということでございますけれども、現在、MRワクチンと高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種のお知らせの2種類につきましては、はがきで通知をしているという事例があります。

こういった事例もございますので、最終年度、令和6年度に向けて、はがきで通知するということについて検討していきたいというふうに思っております。

○橋本委員

封書で届くよりは、はがきでしていただくというのはすごくいいかと思います。料金も下がることで、その分もしかしたら回数も多く出せるのかと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思ひます。

受けられなかった年代の方たちは、接種最適年齢に接種を勧められなかった、言い方は少し乱暴ですが、被害者である面もあると思うのです。しっかりこの1年間、取り組んでいただいて、一人でも多く接種していただけるようにしっかり取り組んでいただきたいと思ひます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎若年層に対しての金銭教育について

最初に、若者層に対しての金銭教育の今まで以上の重要性についてお伺いしてまいります。

御承知のとおり民法の一部が改正されまして、成年年齢がこれまでの20歳から18歳に引き下げられ、令和4年4月1日から施行されまして、はや1年が経過したわけでありまして。成年年齢の見直しは、明治9年の太政官布以来、約140年ぶりのことでありまして18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するものとともに、その積極的な社会参加を促進し社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられます。

しかしその一方では、若者の消費者被害の拡大を防止する施策などの環境整備が必要であると指摘をされております。成年になるとクレジットカードが作れます。一々親に頼まなくても携帯電話も契約できるようになりますし、ローンも組むことが可能となります。青年になりたての若者に一方ではむちゃな契約をさせ稼ぐ悪徳な業者も、これまた発生してくるわけでございます。未成年者の方は親の同意を得ずに契約しても、後から考え直して契約を取

り消すことができますが、成年年齢が18歳に引き下げられたことによりまして、18歳、19歳の若者がこの権利を使うことができなくなるため、悪徳商法などの消費者被害の拡大が懸念されます。

「成年年齢引下げ 変わることを、気を付けるべきこと」と題し、法務省ではこのような啓発をしております。心配なことは、この啓発は当事者間では、あまり注力されていないということでもあります。現在、北海道財務局や全国銀行協会などでは、基礎知識や多重債務に関わる勉強会の講師を派遣したり、金融庁の認可法人であります日本貸金業協会では特に中・高・大学生や企業の若者に対しまして、金融教育の出前講座を積極的に展開しております。若者層のリテラシーの向上を図っております。

代表質問の中でも質問させていただきました、若者層に対しましての金融講座の出前講座について、本市の見解をお示しくださいとの質問に対しまして、成年年齢の引下げにより、若者層が消費者トラブルに遭わないようにすることは重要であると考え、その一方として出前講座は有効であると認識していることから、本市では移動消費者教室のメニューとして若者向けの講座を開催しており、今後とも内容の充実を図りながら継続してまいりたいと考えておりますとの御答弁でした。

この移動消費者教室とはどのようなものなのか、まず概要をお示ししたいと思います。

○（生活環境）生活安全課長

移動消費者教室につきましては、消費者問題が多様化、複雑化する中、消費者被害の未然防止及び拡大防止を早期に図り、市民の消費生活における安全・安心を確保するため、本市が小樽消費者協会に委託して行っている出前講座で、各種団体からの依頼に応じ各所へ講師を派遣し、消費生活に関する講演等を実施するものです。

○白濱委員

では、その中で若者向けの講座を開催しているとのことですが、講座の内容、例えば講師、講話の内容、対象などをお知らせください。

○（生活環境）生活安全課長

移動消費者教室のメニューの中の若者向け講座でございますが、2022年4月から成年年齢が18歳になりましたので、デパートやマルチ商法等の手口とその対処方法を知ってもらうための内容としておりますが、依頼団体の要望に合わせた内容で講演しております。講師は、小樽消費者協会会員が行っております。

講座の対象は、高校生や大学生を想定しておりますが、対象はその方々に限っているものではございません。

○白濱委員

今のお答えの中で、現在はかなりのスパンの方を対象として講座をされているということですので、今後につきましては、特に若者層18歳、19歳、一般企業の対象者の方に向けての講座もぜひ自治体としてアプローチをかけていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、北海道時事放声社による啓発アナウンスでありますけれども、小樽市内の街頭放送スピーカーにしましては、金融啓発のコメントでは、現在、特に年齢階層に特化することのないコメントが街頭に流れております。皆様も街頭でお聞きしている機会が多々ありだろうと思います。以前は、特に高齢者に向けてのオレオレ詐欺等のコメントが流れていて、一定の効果があつたのではと思っております。しかし、これまでは若者層向けへのコメントはまだ聞こえておりません。

いろいろと危惧されることが起こらないために、若者層に対しての街頭スピーカーによる啓発アナウンスを流すことについてのお考えをお示しくださいと代表質問の中で申し上げましたけれども、その問いに対しましての御答弁の内容は、成年年齢の引下げを契機にパンフレットを作成し、令和4年度から市内の高校生に配布をしているとの御答弁でありました。

そこで、作成のパンフレットとは本市作成のものなのか、金融庁などが作成したものなのかをお知らせください。それと併せまして、令和4年度の各高校へのこれらのパンフレットの配布状況をお知らせ願います。

○（生活環境）生活安全課長

高校等に配布いたしましたパンフレットは、本市が作成いたしました消費生活情報紙「くらしのニュースおたる臨時号」及び外注により事業者が作成したものでございます。

また、令和4年度の各高校へのパンフレット配布状況につきましては、小樽市内の道立及び私立高校7校と、北海道高等聾学校及び北海道小樽高等支援学校を加えた9校の3年生を対象に、全体で1,290冊配布いたしました。

○白濱委員

周知方法の一つといたしましては、非常に効果があるものと思っております。

さらに、この周知方法につきましてですけれども、他市の情報を収集しながら、若者層に有効な周知、啓発方法について研究してまいりたいとの御答弁が代表質問の中であったわけであります。本市のホームページから、あるいは直接、金融庁や消費者庁、財務省などのホームページサイトから若者層の消費者啓発に関して閲覧することが出来ますけれども、これらの閲覧は興味のある方、関心のある方々による閲覧となってしまうことと推測しております。先ほども申し上げました肝腎な当事者間で閲覧されていなければ効果は期待できないものと思われま

す。その点、街頭放送スピーカーによる啓発アナウンスは、関心があるなしにかかわらず一定に周知されます。増加の一途をたどっております高齢者の消費者被害の未然防止に対しましては、街頭放送スピーカーによる啓発アナウンスは一定の効果があったのではと思っております。

そこで、改めまして、若者層に対しての街頭放送スピーカーによる啓発アナウンスを流すことについてのお考えをお示してください。

○（生活環境）生活安全課長

街頭放送スピーカーによる啓発アナウンスは、若年層が関心を持つきっかけになる可能性があると考えておりますので、今後の周知の方法の一つとして考えられますが、若年層が成年年齢引下げにより消費者被害に遭わないためには、今後、起こり得るトラブルについての知識を深め、自分のこととして捉えてもらう必要があると考えております。いずれにしても、有効な周知方法について御提案の方法も含めまして他市の状況を収集しながら研究してまいりたいと考えております。

○白濱委員

ただいまの街頭放送スピーカーは今後、研究されるということでありました。これに関しまして付け加えますと、一定の放送期間を定めるなど、お試的にでもよいと思います。これまで金銭等のトラブルや被害等は当事者間内で内々に処理されてきていることが非常に多く、また、秘密的な要素や個人情報保護法との関連性から口外されることは非常に少なくなっておりまして、データ化で正確な実態を示すこと、把握することは容易でないと思われま

◎活気あるまちづくりについて

活気あるまちづくりにつきましてお伺いさせていただきます。

町内会についてですけれども、本市におかれましては、活気あるまちづくりの中で町内会が日頃から安心して安全な地域づくりや地域コミュニティの中心的な存在であり、市政を執行していく上で重要な役割を果たしているものと認識され、アンケート調査を実施し、役員体制や活動状況、地域の課題等にどのような支援を必要としているのかを把握し、その結果を踏まえ具体的な支援策を検討していきたいとのことでありました。

町内会活動に対する具体的な支援策につきまして、現状での整理と今後の予定をお示しくださいとの代表質問での質問に対しましては、町内会活動に対する具体的な支援の在り方につきましては、現在、総連合町会との定期的な意見交換を行っており、8月の協議ではアンケートの結果から見えた課題に対して講ずるべき対策として、町内会役員等の負担軽減、町内会の担う役割の市民周知の強化、財政的視点という点から有効な取組は何かについて意

見交換し、特にデジタル化の推進は積極的に進めるべき取組であるという整理をしたところであります。今後につきましては10月をめどに意見交換会を行い、令和6年度予算に反映すべき施策も含め協議する予定との御答弁でありました。その中で、特にデジタル化の推進は積極的に進めるべき取組とあります。

そこでお伺いいたします。町内会活動におけるデジタル化の推進とはどのようなものなのかをお示してください。

○（生活環境）角澤主幹

デジタル化の推進の内容についてですけれども、アンケートの結果から町内会役員の人手不足等により運営に対する業務の負担を感じているという結果がございまして、その内容といたしましては、回覧板を取りまとめて回すこと、あるいは会議開催時の周知、参集する、こういったことが負担になっているということで、その負担の軽減を目的として、将来的なデジタル回覧板の導入ですとか、オンライン会議等が可能となる環境づくり、あるいはまた町内会が担う役割が市民になかなか周知されていないということも課題になっておりますので、ホームページ等をはじめとしたSNSを活用した発信等、こういったもののデジタル化を推進していくということを考えているものであります。

○白濱委員

それでは、このデジタル化のメリットをお知らせください。

○（生活環境）角澤主幹

町内会のデジタル化のメリットといたしましては、情報伝達等の際の省力化や迅速化につながるものが一番大きいものと考えております。例えば、将来的なデジタル回覧板の導入によって期待されるメリットといたしましては、回覧物の配布に手間がかからず迅速な回覧が行われるほか、一度見た内容の再確認もできる。さらには、発信の方法によりましては、閲覧履歴を基に高齢者等の安否確認にも活用できるといったことも期待できるということで、役員のみならず町内会会員の負担軽減や利便性の向上につながるものと考えております。

また、これも一例になりますけれども、一般的にデジタルの知識や技術にたけていると考えられる若年層に声をかけすることで、デジタル化の推進役を担ってもらえる取組といったものを通じて町内会を身近に感じてもらうことによりまして、町内会活動への参加の促進、そして、成り手の発掘にもつながるものではないかというふうに考えております。

○白濱委員

それでは、逆にデジタル化のデメリットをお知らせ願います。

○（生活環境）角澤主幹

デジタル化のデメリットといたしましては、デジタル化が進んだ場合に逆になじめないですとか好まないという方は、なかなか困惑したり、メリットが感じられないということが考えられるほか、いわゆるデジタルデバイドという課題が考えられます。

ただ、今後、町内会運営の全てがデジタル化のみで運営されていくというふうには考えておりませんので、そうした方々の対策も考慮しながら進めていかなければならないと考えておりますので、デジタル化の導入自体のデメリットというものは特にはないものと考えております。

○白濱委員

今の御見解の中で、よく私たちも町内会で話を聞きますけれども、案内掲示板がないところの町内会においては回覧板の担当者が、また回覧板が回ってきたなどという煩わしいような文言が聞こえております。そういった中では、やはりデジタル化を進めること、そして、今は、特にお年を召されている方はこの環境に少し苦手な部分があるところを、たけている若い人たちが操作してくれるということによって、町内会の成り手のコミュニケーションが取れるという、つながるということでのいいところもあるというふうに思われました。

では、そのデジタル化の推進に当たっての手順をお示してください。

○（生活環境）角澤主幹

推進に当たっての手順ということで、将来的なデジタル化に向けましては、ある程度、段階的にやはり進めていく必要があるということで、これは総連合町会との協議の中でも話しているところでございます。

デジタル化を進めていく上では、スマートフォンの操作というのは必須と考えておりまして、まずは基本操作と併せて町内会活動に特化した知識や技術、そういったものが習得できるような形で、例えばグループラインを組んで実際の役員会を実施してみることによって、その手法が他の町内会への広がりにもなっていけば、そういったものも含めて徐々に浸透していくような、そういった形で進めていきたいというふうに考えております。

○白濱委員

そうすることによりまして、やはり環境が必要になってくると思います。パソコンやWi-Fi、その他の環境のない方もいらっしゃるし、はたまた町内会単位でそちらのものをいろいろと環境整備するのかなど、いろいろな費用的な課題も発生するわけでありまして。

その際、町内会に対しまして必要な助成の予定はあるのかどうかをお示しください。

○（生活環境）角澤主幹

デジタル化を進めるに当たりましては、やはり助成金の部分ということですが、例えばスマホ教室のように外部講師を招くような事業であれば、講師の謝礼や会場使用料という部分、あるいは、また、町内会館などでオンライン会議を行う場合であればWi-Fi等の環境整備と、支援の方向というのは、やはりいろいろ考えられるところでございます。

いずれにいたしましても限られた財源の中でございますので、優先順位を考えながら有効な支援策を講ずる必要があると考えておりますので、優先順位につきましては今後、総連合町会と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○白濱委員

このデジタル化の推進につきましては、町内会の掲げているいろいろな課題解決にもつながると思いますし、ぜひ推進していただきまして、早期に各町内会に浸透していきますことを切にお願い申し上げます。

◎子育て支援策について

続きまして、子育て支援策につきましてお伺いしていきたいと思います。

こちらにも既に何回か御質問があったと思いますが、現在の本市の認可保育所・認定こども園の定員と入所児童数、入所待ち児童数をお示しくださいとの質問に対しましては、直近の9月1日現在で定員は1,479名、入所児童数1,341名、入所待ち児童数が63名となっておりますとの御答弁をいただいたところであります。

再質問では、入所待ち児童63名の理由につきましてお示しいただきたいという質問に対しまして、この63名の入所待ち児童の理由については、ほとんどが保育所における保育士が不足しており、そのために希望する児童数を受け入れられないという状況であるとの御答弁をいただきました。

そこで、今後この保育士の不足解消の見通しをお示しいただきたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

見通しという部分でございますが、全国的な保育人材不足の状況でございますので、保育士不足は各自治体ともに抱えている課題であり、根本的な解消というのはなかなか簡単にはいかないものと思っております。

○白濱委員

保育士の資格は有しているけれども、なかなか保育士の成り手がいないということをあちこちからお聞きしております。適正な保育士の確保がなければ入所待ち児童にも影響を及ぼしますし、入所待ち児童の親の就労問題にも発展して、子育て世代の皆さんの環境を整える過程におきましては、とても危惧されることと思っております。特に入所待ち児童の親にとりましては生活がかかっているわけですから、就労に就くための待機日数は1日でも少な

ければならないわけであります。早期の課題解決を切に願っているところであります。

今年度から始まりました保育士等就労定着支援事業の効果は、その辺りを踏まえまして始めたばかりであろうと思いますけれどもいかがなものか、こちらについてもお示しいただきたいと思います。

○（こども未来）子育て支援課長

先ほど申し上げた課題への対策としまして、本市では独自施策として、この4月から保育士等就労定着支援事業というものを実施しており、少しでも保育士不足の解消につながっていくよう現在、努めているところでございます。

ただ、委員もおっしゃられたとおり、この事業はまだ開始したばかりの事業でございまして、支援金についても就労1年目の初年度と、それから3年目、6年目と長く勤めるごとに支給する、つながっていくものでございますので、効果や見通しというのは、もう少し長い期間の状況で見えてくるのかと考えております。

○白濱委員

私も身近に保育士資格を有する適任者がいた場合には、積極的に声をかけるなどいたしまして、少しでもお力になればと思っております。

◎旧末広中学校のグラウンド整備について

続きまして、旧末広中学校のグラウンド整備についてお伺いしていきたいと思います。

現在、グラウンドは、手宮公園陸上競技場での大会の駐車場として活用されているわけであります。このグラウンドについてですけれども、雨中や雨が降った後のグラウンド状況は、かなり荒れるわけであります。言わば泥沼というか泥んこ状態になります。それに付け加えて、これはまた不思議なわけでもございまして、どういうわけか陸上競技大会の前日、その近郊になると天候が悪くなるわけであります。毎回こちらのグラウンドに子供、児童を連れて車を駐車場に止めるわけでありますけれども、入るときはいいのですけれども、出るときにはもうタイヤが3分の1ぐらいは埋まるような形で、もう泥んこ状態になって、場合によっては、ぬかるみがひどいときにはやっとの思いで駐車場を出なければならないわけであります。その後は、毎回タイヤを中心に、洗車場に直行するというような状態になっております。私も先日その状態がどのようなものかと実際に行ってまいりましたところ、本当にひどい状態でありました。というわけで、駐車場がここにあるのだと思っていっても、泥んこ状態になるのが嫌で近郊の駐車禁止エリアというのですか、道路上に結構、車が止まりまして、近所の人なども嘆いているわけであります。

この陸上競技場の臨時駐車場となるのだろうと思いますけれども、旧末広中学校のグラウンド整備についての見解をお伺いしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

閉校した学校のグラウンドにつきましては、学校跡利用の方針が決定されるまで暫定的に利用が可能となっておりますが、整備されていない旧グラウンド用地の現状を理解した上で申請すること、また、旧グラウンド用地の使用に際し支障が生じることがあっても、市に対し一切の申立てはしないことなどの注意事項を遵守することを条件に貸付けを行っていることから、現段階で整備等の対策を講じることは難しいものと考えてございます。

○白濱委員

これは、小樽後志陸上競技大会が専属的にグラウンドを利用駐車場として契約を結ばれているというふうに通っております。一つの案といたしまして、廃校となりました旧末広中学校の前もありますし、陸上競技場は通称、山上グラウンドと呼んでおるのですけれども、そちらとの関わり合いから、手宮公園も近いことですし、手宮緑化植物園もありますし、それらも含めまして旧末広中学校を駐車場として利用するという点について、今後、少し検討していただければというものと同時に、そちらについてのアプローチもかけていきたいと思っておりますので、少し管轄違いの部分もありますけれどもお話しできる範囲でお願い申し上げます。

○(総務)企画政策室島谷主幹

旧末広中学校については、平成29年の閉校後、公共、民間いずれの活用の希望がなく、庁内で跡利用を検討しているものの、現状では活用の方針が決まっておりません。

しかしながら、旧末広中学校の敷地は陸上競技場に隣接しており、大会時には利用者の車両が多数駐車している状況にあります。このため、庁内議論の中では手宮公園、あるいは陸上競技場の駐車場として活用してはどうかとの意見もありましたので、今後、改めて庁内で議論してみたいと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時39分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○下兼委員

◎社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う集団発生への対応について

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う集団発生の対応についてです。

9月5日付、北海道新聞に掲載された記事によりますと、道は新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に道民に注意喚起をする仕組みを検討している。道外では季節性インフルエンザと同様に、感染者数や入院患者数などの指標に基づき、警報や注意報などとして分かりやすく情報発信をしている県も少なくない。道内の感染者数は高止まり状態にあり、積極的な注意喚起の必要性が指摘されている。全道の直近1週間、8月21日から27日の新型コロナウイルス感染症感染者数は、指定医療機関1か所当たり19.08人と前週比0.6人減ったものの依然、高水準にある。前週は感染症法上の分類が5月に2類相当から5類に引き下げられて以降、最多だった。昨年2月の第6波ピーク時並みの水準と見られる。専門家の間では、道内は既に第9波入りしたとの見方が多いとの報道がありました。

一般質問でもお聞きしたのですが、当該施設への啓発について、もう少し詳しくお聞かせください。

まず、高齢者施設の集団感染の報告は5類移行後ありましたでしょうか。

○(保健所)鳥居塚主幹

高齢者施設の集団感染についての御質問ですが、5類移行後は高齢者施設等に対して、おおむね7日間を目安に10名以上の患者が発生した際などには保健所に報告することとしています。この報告により、5類移行後に把握した高齢者施設の発生件数は、本日までで7件です。

○下兼委員

やはりありました。

それでは、平時から取り組む基本的な感染拡大予防策として、保健所が啓発している内容についてお聞かせください。

○(保健所)鳥居塚主幹

保健所では、平時の感染拡大予防策として、3密を避け社会的距離を確保すること、職員の勤務中はマスクの着用を推奨すること、症状がある者や検査陽性者は勤務を控えること、ワクチンの接種を積極的に勧奨すること、市

内の感染状況を把握すること、保健所職員による講習を申込み活用することなどについて通知等により促しています。

○下兼委員

それでは、体調不良者及び陽性者への対応について、保健所が啓発している内容をお聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

入居者の健康観察を小まめに行い体調の変化を早めに把握すること、陽性が判明した場合には原則、個室対応とすること、体調不良者がいた場合には速やかにかかりつけ医や施設医に状況を伝え必要な対応の指示を仰ぐこと、御家族等と早期に今後の治療方針について確認しておくことなどについてお伝えしています。

○下兼委員

それでは、集団感染発生時への対応についてはどのようなになっているのか、お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

集団感染の連絡があった場合には、施設内の感染状況等を確認した上で、必要な支援や指導、助言を行っています。具体的には、基本的感染対策、体調不良者への対応、検査の状況、ゾーニングの方法等を確認し技術的な助言を行うとともに、必要な場合には行政検査を行うこととしています。

○下兼委員

それでは、既存の5類感染症の多くは、保健所ごとに感染者数が一定の人数に達すれば注意報や警報を出し、対策を呼びかける仕組みがあるが新型コロナウイルス感染症には同様の仕組みがなく、厚生労働省は8月、都道府県などに対し注意喚起の基準を設けるように通知したともあります。札幌医科大学の井戸川准教授は、当面、感染拡大傾向は続くとの見方を示し、道民に対策の行動を促すためにも、道は一刻も早く目安を設け、注意喚起すべきだと指摘しております。道は、感染拡大防止に取り組む体制を縮小し、現在は連絡本部に格下げをした。5類移行後の感染拡大に対し、どう注意喚起するかが課題となっている。道内は8月に入ってから感染者数が増えており、道は連絡本部会議の開催頻度を増やすなど監視体制の強化を視野に入れているとも報道されております。

そこでお尋ねします。小樽市は5類移行後の感染状況をどのように捉えていますでしょうか。

○（保健所）鳥居塚主幹

感染症サーベイランス上の定点報告数は、5類移行直後の5月2週目から8月にかけて多少の増減はありますが増加傾向となり、8月の2週、3週目にピークを迎えました。その後、直近ではやや減少し2週が経過しています。

小樽市保健所としては、感染者数が増加の一途をたどっているとは考えておりませんが、今後、再び増加に転じる可能性はあると認識しております。

○下兼委員

それでは、一般質問でもお聞きしたのですが、小樽市として、今後、感染者数の増加や重症化の例が増加した場合、国や道からの指示を待つのか、それとも市として独自の対応をしていくのか、再度お聞かせください。

○（保健所）鳥居塚主幹

市としては市内の感染者数の動向に細心の注意を払うとともに、現在、北海道において住民への注意喚起の目安が検討されておりますので、この動きも踏まえて市民への情報提供に努めてまいります。

また、重症例も含めて入院患者数が増加した場合には、北海道に対して確保病床数の増加など必要な措置を求めていきたいと考えております。

○下兼委員

◎トイレの整備について

トイレの整備についてです。こちらでも一般質問でお聞きしましたが、お答えください。

先日、トイレの洋式化等整備に係る年次計画の目標と結果について、平成29年度から令和3年度までの5年間で

計画期間とし、87か所の施設において和式トイレの洋式化、障害者用トイレの設置、オムツ交換台やベビーチェアなどの設置などを行い、併せて図書館下の公衆トイレ1か所を廃止しようとするもので、当該期間においては76か所の整備を、1か所で廃止を行った。トイレの整備については一定程度完了したと考えているが、今後も市民ニーズや利用に応じて都度、対応をしていきたいと考えているとの市長答弁をいただきました。本当にありがとうございました。

再び何点か質問をさせていただきます。

まず、一般質問の中で再質問をさせていただきました。改めてお聞きします。

J R小樽駅から運河周辺まで観光客が利用できるトイレはありません。今、旧国鉄手宮線跡地では、たくさんのイベントが開催をされ、多くの観光客が訪れています。施設内トイレは施設の閉館後は使用できません。やはり、中央通沿いに時間を気にせず利用できるトイレが必要だとは思いませんか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

トイレが必要ではないかという御意見でございます。本会議でも御答弁しましたが、J R小樽駅から小樽運河までの公衆トイレの設置につきましては、市道中央通線は、観光客の主要な動線であるとは認識しておりますけれども、駅から運河プラザまで700メートルであり、トイレが不足しているという認識はないことから、新たに公衆トイレを設置する考えはございません。

また、旧国鉄手宮線などでイベントが開催されているというお話を今、委員からもいただきましたけれども、イベントを開催する際には、主催者で必要に応じて仮設トイレなどの設置をしている状況でございます。

一般質問をいただきましたこともございまして、改めて観光振興室からこの周辺のコンビニエンスストアなどに聞き取りの調査をいたしました。結果、いずれのコンビニエンスストアも観光客にトイレを使わせているという御協力をいただいているとの回答でございました。トイレが新たに設置するためには、費用もかかることから財政的にも難しいものと考えております。

○下兼委員

観光ガイドマップ「ようこそ小樽」にはトイレの場所が記されていますが、観光客にとっては見知らぬまちでトイレを探すのは大変だと思います。見やすい案内板、例えば、トイレまであと何メートルとか、観光客が見やすいトイレマップを作成するなどのお考えはありますか。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

観光ガイドマップ「ようこそ小樽」にトイレの場所の記載がされておりまして、先ほど御答弁しましたとおり御指摘のエリアはコンビニも含めて利用できるトイレが複数あることから、案内板のトイレ専用のマップ作成などは考えておりません。

○下兼委員

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画施設配置計画図では、観光船乗り場付近の公衆トイレが取り壊され、その代替施設は新たに建設予定の観光船ターミナルに24時間利用可能なトイレを設置する予定であるとの市長答弁をこの間いただきました。

観光船ターミナルは、今年度から基本・実施設計、そして、令和6年度に現地着手する計画で進めるとあります。上屋を解体した跡地の一部に、多目的ホールを併設した観光船ターミナルを建設するものであるとあります。

そこでお尋ねいたします。代替予定であるトイレは、ターミナルの中に設置予定でしょうか、ターミナルの外に設置予定でしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

観光船乗り場付近の公衆トイレの代替施設につきましては、新たに建設する観光船ターミナルの建物の中に設置する予定でございます。

○下兼委員

それでは、現段階で便器の数などが分かればお聞かせください。

○（産業港湾）港湾室主幹

現段階での便器の数につきましては、現在、観光船ターミナルの基本設計を進めているところで、今後、変更となる可能性はございますが、24時間利用可能となる1階には男性用小便器が3基、大便器が3基、女性用便器は4基、多目的トイレは1か所の配置で検討しております。

また、2階には24時間対応ではございませんが、男性用小便器が2基、大便器が1基、女性用便器が2基、多目的トイレは1か所配置する予定でございます。

○下兼委員

もっと大きなトイレかと私は想像していたのですけれども、近くに観光振興公社の建物もできるというお話も伺っておりますので、24時間ということによかったと思います。

施設配置計画案を拝見いたしました。観光客のみならず小樽市民も楽しめる新しい小樽の海になると今から私もワクワクしております。それに伴ってトイレもよろしくお願いいたします。

○中村（誠吾）委員

○市内での災害発生に対する備えについて

まず、市内での災害発生に対する考えについてであります。

まず、遡ること5年前、2018年、平成30年です。9月6日早朝に、午前3時7分に北海道胆振東部地震が発生しました。この地震で厚真町、安平町、むかわ町で災害関連で死亡した方を含めて44人が北海道でも直接地震で亡くなったのです。改めてここに冥福をお祈りするものであります。

この地震は、これまでに経験したことがないことが発生して、今後の災害対策の教訓となった事例が多くありました。市内でも震度4を観測したと覚えているのですけれども、私も早朝、消防庁舎の講堂に駆けつけて、もちろん市長を先頭に幹部理事者の皆さんたちは対応策を一生懸命、始めていました。別に格好をつけるわけではないけれども、議員の1名として、覚えておきたいということで横の席で聞かせてもらっていました。いろいろなことがあのとき、リアルタイムで起きていました。

初めに、9月6日に発生した小樽市での状況、把握している情報をもう一度おさらいさせてください。

○（総務）災害対策室北出主幹

御質問のありました当時の市内の状況についてですが、まず、地震発生時刻や振動につきましては、2018年9月6日、午前3時7分、地震の規模などはマグニチュード6.7、最大震度7で、市内の最大震度は4を観測し、直後に市内全域で停電が発生しました。

市としましては、最大震度が4を観測したことから、第一非常配備体制を取り、午前3時30分、小樽市災害対策連絡室を設置し、その後、地震に伴う停電が長期になるとの情報を入手したことから、午後3時30分、小樽市災害対策本部を設置し、9月10日の本部解散まで対策会議を10回開催し、情報収集や情報共有などを図りました。

また、停電の長期化に伴い、小学校7校、臨時でウイングベイ小樽に1か所、避難所を開設。9月6日から9月9日の4日間で延べ約800名の避難者が避難所を利用したほか、非常食の配給を市内8か所で、応急給水所を市内2か所で開設。携帯電話の充電場所として市役所庁舎を開放して対応したほか、町内会などや民間企業の食料や人的な支援などを頂きました。

○中村（誠吾）委員

みんなで駆けずり回ったのを何か走馬灯のように覚えています。それで、私が一番記憶に残っているのは、今お話しされた停電なのです。いわゆるブラックアウトという表現で、初めて聞きました、こういう言葉も覚えました。

生活していく上で何をやるにしても電気は欠かせないのは、もちろん皆さんの言っているとおりのですけども、夕方になっても繁華街の花園も電気がつかないというような状況を見ながら何が起きているのかと思いました。

そして、市と供給先である北海道電力との情報確認、復旧見込み、市民への周知などはどのように行われましたか。私も先ほど言ったとおり、消防庁舎で見ていたのです。逐一、市長も指示して、北電支所に言って、復旧状況とどの幹線とかを言っていたのを見ていたのです。でも、よく分からない。もちろん市民は全く分からなかったのです。全く分からないと言ったら悪いけれども、なかなか情報がなかったのです。

ですから、地域によっては通電の復旧時間に大きな差があったのです。それも私は銭函地域の人たちが先に電気が来たよと言われたのを覚えているのです。何でだろうと思いました。

そういうことも含めて、この大きな差があったので、もう一度、あのときの電気についての判断、状況をお聞かせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

まず、停電情報や復旧状況につきましては、北海道電力株式会社とホットラインで連絡を取りながら情報を共有するとともに、停電情報の把握や復旧の見込みを確認しながら随時ホームページ、広報車、FMおたる、フェイスブック、ツイッターで市民への周知を行ったところであります。

次に、通電復旧の対応につきましては、北海道電力株式会社になりますが、変電所や電柱上にある開閉器により送電の管理を行い、配電線は複数あると伺っていましたが、電気の供給量が整った箇所から順次通電したため、地域間で時差が生じたものと聞いております。

○中村（誠吾）委員

そうだったんですね。普通に考えると、何でも市内の中心部が先に復旧するのではないかと。地域の差別を言っているのではないです、でも不思議に思った。

次に、一番大切なのは、やはりよく言うのだけれども、情報の正確な伝達なのです。そして、今、情報の伝達手段が多様多様になっていますから、下手をするとデマの情報が拡散されて、生活していく上で行動力がある若年層は判断ができて、高齢者などはその判断を迷って混乱を来すことがあるのです。仕方ないことです。

それで、この点について、行政が発信する情報の重要性は分かると思うのですけれども、なぜこのようなことを言うかといいますと、私も実家が銭函にあったから行ったのだけれども、あのときこういうふうに言われたのです。断水していますと言っているのです。ところがよく調べて聞くと、停電と断水を一緒に考えているのです。停電したら水が出ないとか、いや、笑わないでください。市民が悪いわけではないです、高層住宅だとか、市営住宅でも、電気でポンプアップしなければならないでしょう。そうすると停電のために断水しているのです。

これは水道局の仲間からも聞いたことあるのだけれども、直圧式にすると3階ぐらいまでは水は行くのです。でも、それは大変莫大な工事費がかかっているということも含めて分かるのだけれども。だからあの地域の人に言ったのです、あなたの地域は停電しているけれども水は出るのですと、そういう話をしてきました。

ですから、情報の発信についてどのような注意をされているか、また、経験してきたか、お知らせください。

○（総務）災害対策室北出主幹

情報発信については、北海道胆振東部地震時にデマが流され、市民などが困惑した経験があったことから、市のホームページやフェイスブック、信頼できるメディアなど媒体を限定して公式情報を発信することとしており、防災上必要で緊急性、重要性の高いと思われる行政情報を発信することに注意しております。

○中村（誠吾）委員

次の質問なのですが、実は、我がまちは観光を基幹産業にしているまちです。このときもそうなのですが、観光客です、外国人を含む観光客を対象とした対応マニュアルを作成したと聞いています。

そこであの北海道胆振東部地震のとき、市はウイングベイ小樽に頼んで、株式会社小樽ベイシティ開発と交渉し

て、空き店舗のところを含めて開放してもらいました。だって、外国人に情報が伝わらなくて行くところがないの
だもの。あのとき痛感したのです。それは外国人や観光客が避難所を探し出すというのは困難でしょう。幾ら最寄
りの会館があっても、言葉も通じないのだから分かるわけがないのだから。それで、そのときに改めて、この防災
計画の在り方、難しさを気づかせられました。

質問なのですが、新型コロナウイルス感染症流行は仕方ないというか対応はできているけれども、災害はいつ起
こるか分からないのです。ですから、今言っていた避難対策も含めて、実効性も含めて今検討していますか。

○（産業港湾）観光振興室松本主幹

観光客を対象とした避難訓練といますか、そういうことにつきましては、実際に観光客の方に御協力いただい
て実施するというのはなかなか難しい部分もございますけれども、まず、現在の令和2年3月に策定した災害の観
光客対応のマニュアルなのですが、これも3年経過してございますので、まずは観光協会ですとか観光事業者の皆
さんの御意見を伺いながら、見直しが必要であれば、対応していきたいというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

なかなか海外から来られた方と直接話して、どうですかというのは難しいから、そのとおりです。

私が次に心配しているのは、Zoom会議でしたが、議会BCP会議でもお話ししたのですけれども、医療のこ
となのです。この地震による被害を受けた方の治療等は最優先しなければならないに決まっているのですけれども、
市内にある病院では、平時から通院されている方も非常に多いです。透析の方もいらっしゃいます。また、入院さ
れている方々が症状等の急変など様々なケースが想定されますけれども、ここでお聞きします。

このような実情に小樽市立病院では、地震後どのような状態を想定してマニュアルを作成したり、人員配置です、
非常時などの招集も考えられます。これは何かというと、議会BCP会議でもやったのだけれども、もちろん職員
は参集する責務と、それは知っているのだけれども、医師、看護師も含めて、医療職の方たちは札幌市から来たり
しているのです。それも含めてあえて聞きました。人員配置、非常時での招集も考えられますが、小樽市立病院と
してはどのように進めていますか。

○（病院）事務課長

小樽市立病院では、平成27年度策定の事業継続計画がございましたが、北海道胆振東部地震の後、主にブラック
アウトを教訓にいたしまして、自家発電装置に接続する機器の見直しをして、令和2年に計画の改訂をしてござい
ます。

また、職員の招集については市の基準と同じなのですが、災害が起きた際の実働ルールブックというものを
を別途作成いたしまして円滑に業務が進むよう取り組んでございます。

○中村（誠吾）委員

次に、我が会派の面野議員も関係した質問をしたのですが、自主防災組織について伺います。

総合計画にも指標として記載されていますが、まず、これについて、どういう組織、どういうものなのか、お聞
かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

自主防災組織の定義についてですが、平成28年10月に制定した小樽市自主防災組織育成推進要綱の中で、「自主
防災組織とは、日頃から災害に備えるとともに、災害時には被害を最小限に抑え、その拡大を防止すること及び避
難誘導・救出救護を行うことを目的として、町会又は自治会（以下「町会等」という。）の単位で自主的に結成し
た組織」をいいます。

○中村（誠吾）委員

今説明していただいた自主防災組織は、災害対策基本法に基づく任意団体だということを教えてもらいました。

それで、主に町内会単位で構成されているとも聞きました。小樽市内でも人口に対する組織のカバー率が22%で

あると市の報告できちんと記載されています。

それで、現在の数値はどれほどになっていますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

令和5年4月1日時点での自主防災組織活動カバー率は25.63%となっております。

○中村（誠吾）委員

今言った人口減少対策とか高齢化のことがあって、おっしゃるとおりで、伸び率がそう大きくないと考えますけれども、分かるところは分かるのだけれども、改めて、その原因はどんなことでしょうか。把握している範囲でお聞かせください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市の自主防災組織結成カバー率の伸び率が大きくないという原因として考えられる主な原因ですが、本市がまづこれまでに大きな災害に見舞われたことがない。経験が少ないため、市民の防災意識が高くはないということ。

二つ目に、本市の高齢化率が既に40%を超え、町内会役員等の担い手が不足していることの2点が主なものというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

基本的にあるのは、横たわっているのは全ての問題の課題の中心ですね。

◎人口減少に対する移住政策の実践について

次に、人口減少に対応する移住政策のことについてお聞きます。市長も最も先頭に掲げている公約ですから。

初めに、人口減少に対応する移住政策について、まちそのものの活力がなくなるとか、雇用の確保ができず事業が廃業に追い込まれるとか、スーパーなどの撤去などで市民生活にも影響を与える、買物難民の話も出ています。

そこで、人口減少は本市に限らない問題なのだけれども、特にこの移住促進については、この総合計画で見ると、移住促進に向けた情報提供などの充実として、ホームページや相談会などによる移住促進に向けた積極的な情報発信や効果的な体制による相談受付、関係者との協力体制の構築、東京圏からの移住者に対する支援金の支給、移住希望者への体験ツアーなどが主な取組として掲げられているのは分かります。

それで、移住を検討される方は、様々な情報を収集して移住先を決定するとももちろん思うのですが、その中で重要なものの一つに、だから相談できるとこなのだと言いました。移住相談受付体制が必要だと思いますけれども、これまで本市ではどのような移住相談の受付体制を取ってきましたか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

平成17年度に移住ワンストップ窓口を企画政策室内に設置し、移住に関する相談を受け付けてきたところですが、本年2月からは、市の移住ワンストップ窓口を商工会議所に設置していた創業ワンストップ窓口と事業承継ワンストップ窓口に統合し、本市への移住希望者や市内での起業を目指す移住希望者のニーズに対し、市役所のみでは対応が難しい仕事探しや住まい探しなどにきめ細かく対応するため、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターとして、新たに商工会議所内に設置したところであります。

○中村（誠吾）委員

まとめてお聞きますけれども、移住ワンストップとひと旗サポートを聞きました。これについてどの程度の移住につながったかということと、そして、このひと旗サポート、よく分からないのだけれども、順調に推移しているのではないかと思うけれども、この「ひと旗」サポートセンターの特徴を説明してもらえませんか。

○（総務）企画政策室松尾主幹

まず、移住ワンストップ窓口の相談者のうち、把握できた移住者につきましては、平成17年度から令和4年度までで1,112件の相談があり、うち127世帯266人の移住がありました。

過去5年間の実績ですと、平成30年度が88件の相談のうち5件6人の移住、令和元年度が114件の相談のうち9世

帯21人の移住、2年度が47件の相談のうち9世帯18人の移住、3年度が68件の相談のうち8世帯25人の移住、4年度が102件の相談のうち15世帯25人の移住となっております。

次に、「ひと旗」サポートセンターでの相談者のうち把握できた移住者につきましては、本年2月の開設から8月末までで30件の相談がありました。うち9件が移住されており、内訳といたしましては起業が3件、通常の移住の移住が6件ということになっております。

次に、「ひと旗」サポートセンターの特徴というところでございます。「ひと旗」サポートセンターでは起業、事業承継、仕事探し、住まい探し、生活環境、各種支援制度の情報など市役所のみでは対応が難しい情報を集約して、移住希望者に提供、発信するほか、無料職業紹介所を運営し、求人情報の収集、紹介を行っていることなどが特徴的な取組と思っております。

○中村（誠吾）委員

具体的実績があるのだと分かりました。

それで、全てに関わることで、これらの実績を受けて、今後どのような情報の発信に力を入れていくのか、具体的に考えているところがあれば、商工会議所やいろいろなところが絡むのだろうだから、差し支えない範囲でいいですから、小樽市としてのお話をしてください。

○（総務）企画政策室松尾主幹

現在、本市としては移住情報サイト、ホームページでの情報発信に力を入れているところでございます。特に今年5月から大幅にリニューアルいたしまして、「ひと旗」サポートセンターと一体となったホームページの運用をしております。

特に本会議の答弁でもあったのですが、令和5年4月から8月までの間で1,477件ほどのアクセスがありました。ページごとのアクセス数についても、「ひと旗」サポートセンターのアクセスが一番多くて、次に仕事を探す、住まいを探す、補助金サポート情報の順となっているほか、子育て、教育情報、移住経験談、Q&Aのアクセスが多い状態となっています。こういった情報が知りたいのだというふうにはニーズを分析しておりますので、今後、移住情報サイトの情報発信にさらに力を入れていきたいと考えております。

特に、本市でも特色ある子育て支援を行っておりますので、子育て支援策の情報発信や、本市へ移住された方が移住を検討されている方に質問に答えるQ&Aコーナーの充実、そして移住体験談の充実を進めてまいりたいと考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎補正予算（国保と交付税）について

まず、質疑から入りたいと思いますけれども、補正予算の国民健康保険事業特別会計で多疾患併存者健康支援事業費が計上されています。この内容について説明してください。

○（福祉保険）橋本主幹

多疾患併存者健康支援事業というものは、厚生労働省の実証事業として採択された事業で、特定健診の結果、生活習慣病の重症化リスクを複数持つ前期高齢者に対し、LINEによる双方向のやり取りによる保健指導や健康情

報の提供を行い、対象者の実態に即した生活習慣改善を促す保健指導を実施するものです。

○小貫委員

実証実験で対象者は前期高齢者だという話ですけれども、まず共同事業者が3社挙げられていましたけれども、この3社となっている理由はどのようなものなのでしょうか。

○（福祉保険）橋本主幹

小樽市の国保では、健康寿命の延伸や医療費の適正化のため、これまで保険事業を展開するとともに、そのエビデンスを明確にするため、積極的に実証事業に参加してきました。令和3年度、4年度に本事業の前身とも言うべき実証事業が、京都大学医学部、北海道国民健康保険団体連合会、株式会社キャンサースキャンほか複数の保険者で実施され、本市もこれに参加しておりました。

令和5年度は小樽市が代表保険者となり、前身事業をさらに発展させる形で実施することから、京都大学、国保連、キャンサースキャン社と共同して事業を行うことになったものです。

○小貫委員

もう既にこの枠組みでやっている実証事業があって、それは複数の保険者だったということです。

もし今言えるのであれば、過去にやった実証事業というのはどういうものだったのか、お示してください。

○（福祉保険）橋本主幹

これについても、健康診査の結果から対象者を抽出して特定保健指導に該当する方に対して、ショートメールサービス、SMSを使って、こちらから一方向の情報提供を行うことにより保健指導の補完をしていたものになります。

○小貫委員

保健指導の補完をしていたと、ショートメールサービスを使っていたということですが、もう既に令和3年度と令和4年度ということは結果が終わって、大体、効果というか、実証実験の成果というのはどう判断しているのですか。

○（福祉保険）橋本主幹

この実証事業については今検証を行っているところです。

対象者が保健指導を受けた結果、次の年の健診がどうだったかとか、あるいはレセプトの状況を見ながら検証していくものですので、もう少しお時間をいただくものとなっております。

○小貫委員

今説明があった実証実験が既に3社の枠組みでということでしたけれども、それ以外にキャンサースキャンという企業と小樽市との関わりというのは、ほかにどのような事例があるのか、お示してください。

○（福祉保険）橋本主幹

キャンサースキャン社と小樽市の関わりですが、主な関わりとしては、令和2年度より参加している国保連が実施する特定健診受診率向上支援等共同事業や後期高齢者医療制度における骨粗しょう症二次骨折予防事業等において、本市と一緒に事業を実施してまいりました。

○小貫委員

市と関わりがあった企業だということですが、今回、実証実験ということで単発的な事業になりますけれども、ただ、これをもし制度化するということになると、本来であれば、保険者としての小樽市が責任を持って行うべき話だろうと、民間企業に委託するということではないと考えますので、その辺は注意していただきたいと思っています。

それで話は変わって、国保を聞いたついでに、先日の報道発表で厚生労働省が、社会保障審議会の部会に国庫負担金の減額措置を廃止する方針を示したと。そして、大筋了承されたということだったのです。

私たちはペナルティーと呼んでいますが、このペナルティーの小樽市の影響というのはどの程度なのでしょう。

○（福祉保険）保険年金課長

委員の御質問は、こども医療費の医療助成に係る国庫負担の減額の関係だということで、道の試算では、小樽市の影響額につきましては、令和3年度ベースで約40万円とのことでございます。

○小貫委員

それで同じ補正予算で、普通交付税との関係です。

まず、普通交付税について、当初予算でどのように見込んでいたのか、前年度比との比較を含めて説明してください。

○（財政）財政課長

令和5年度当初予算における普通交付税は約143億5,000万円であります。4年度当初予算、約144億1,000万円と比べますと約6,000万円、0.4%減少するものと見込んでおりました。

○小貫委員

6,000万円減少と見込んだということなのですけれども、実際にそれでどうだったのかというところで、昨年度の当初算定との比較でも示していただきたいと思います。

○（財政）財政課長

今年7月の令和5年度普通交付税本算定によります決定額は約146億9,000万円となりまして、5年度当初予算の143億5,000万円と比べますと約3億4,000万円、2.3%の増加となりました。

また、4年度当初予算の当初の本算定によります決定額は約147億3,000万円でしたので、そちらと比べますと約4,000万円、0.2%の減少となりました。

○小貫委員

地方財政計画の段階では、普通交付税というのは全体として、プラス1.7%ということで、当初予算が出たときにマイナスの予算だと。

私は少し来るだろうと思っていたのですが、まず、マイナスで見込んだ理由について説明してください。

○（財政）財政課長

伸び率をマイナスで見込んだ主な理由につきましては、御指摘のとおり、地方財政計画上の総額としましてはプラスとなっておりますが、基準財政収入額や需要額の算定で用います基礎数値の増減につきましては、自治体ごとに一律ではございません。個別の積算が必要となります。そのため、国から示された予算編成上の留意事項や本市におけます基礎数値の変動見込みなどを勘案して予算を積算した結果、基準財政需要額の増を見込む一方で、それよりも、市税等の増収に伴う基準財政収入額の増が大きくなると見込まれたことによるものです。

○小貫委員

収入額の増のほうが大きいだろうという話で見込んだということなのですが、ただ、結果として、当初予算より多く算定された。私は本当にもっと算定されてもよかったのではないのかという、少し直感ではあるのですが。

ただ、当初予算より多く算定された理由がどこにあるのか、基準財政収入額と基準財政需要額の両面から説明してください。

○（財政）財政課長

当初予算と本算定を比べますと、まず基準財政需要額は、見込みとあまり乖離せず微増で算定されました。一方で、基準財政収入額は、見込みよりも小さく算定されましたことから、結果として、需要額と収入額の差が大きくなりまして、決定額が増えた形になっております。

○小貫委員

なぜ基準財政収入額が小さく算定される結果となっていたのか、その理由はどのようなのでしょうか。

○（財政）財政課長

基準財政収入額が見込みよりも小さく算定された理由につきましては、小樽市で当初予算の基準財政収入額を見込んだ際に固めて見ていたというものもございますし、ただ、見積りに当たっては、国の予算編成の留意事項で示されている割合などを算定してやっていますので、相違はないのですけれども、結果として固く見えていたという形になります。

○小貫委員

ただ、収入額を固く見ているけど、多分、需要額も相当固く見ていると思うのです。そういう面で、3億円ですからパーセンテージからしてみたら大したことではないので確かにあれですけれども、結果として収入額が小さく算定されたということで受け止めておきます。

今回の算定で収入額の関係が、結局、要因としては多いという話なのですけれども、ただ、この物価高騰がもう市民の暮らしも大変ですし、小樽市の事業にも相当影響が出ているかと思うのです。

当時、国が地方財政計画を組んだときよりも、やはり大きくなっていると思うのです。そういう面で、昨年度みたいに、交付税が追加で交付されるというような見込みというのは、あったりするのでしょうか。

○（財政）財政課長

現時点で昨年度のような追加交付が行われるかどうかという見込みについては、どちらとも今は言えない状況にあります。

ただ、委員がおっしゃいましたように地財計画をつくった段階と今の状況は動きがまたあるということと、国税収入は上振れているというお話もありますので、本市としても昨年度のような国の補正予算の措置というのを期待しているところではあります。

○小貫委員

措置が交付税になるか、どういったことになるかはともかくとして、やはり国の財政措置が必要だろうと思います。

それで交付税の算定との関係でいくと、マイナンバーカードの保有枚数と交付税の関係が今年度から加わったと思うのですけれども、今年度の算定への影響について示してください。

○（財政）財政課長

今年度の普通交付税におきましては、地域デジタル社会推進費という基準財政需要額の算定費目がありまして、そちらにおきまして、マイナンバーカードの利活用を進めるための特別分としまして、今年5月末時点におけますカードの保有枚数を用いた増額算定がなされました。

具体的には、まず、全ての市町村の財政需要が増額するようにした上で、カードの保有枚数が人口に占める割合を計算し、その割合が上位3分の1の市町村には、より手厚く算定するという形になっております。

本市におけます需要額の影響額としましては、約4,200万円の増額となりました。

○小貫委員

4,200万円の増だというのと、増額算定という形になったという話なのですけれども、この2点について少しお聞きしたいのですけれども、まず4,200万円の増というのが、道内の他都市と比べてどういった状況なのか、分かればお聞かせいただきたいと思います。

○（財政）財政課長

手元に参考資料というか、国や北海道から資料を配布されていないのですけれども、5月末現在のマイナンバーカードの保有枚数というのは総務省のホームページで公表されております。それには全国の市町村の保有枚数がそ

れぞれ自治体ごとに掲載されておりますので、それによって把握することはできるというふうには考えておりますが、すみません、今、手元に数字はお持ちしておりません。

○小貫委員

それと増額算定だという答弁がありました。ただ、需要額のそもそもの算定、単位費用とかが全く変わっていないとか、文字どおり交付税そのものがこれによって増額されたのか。そもそもそちらが需要額の算定が抑え込まれた上で増額算定されているのか、その辺はいかがですか。

○（財政）財政課長

交付税全体、需要額全体で増減があつて最終的に結果として、どこかが減っているのではないかという御質問の趣旨かと思うのですが、今回マイナンバーカードを活用した需要額の算定というのは国の考えとしましては、あくまでも増額、基準財政需要額を多く算定するための数値のために今回この保有枚数というのを使って需要額を計算しておりますので、それによって他のところを調整していないという説明はあるのですが、私たちもそういう考えで増額というふうに考えているところです。

○小貫委員

それは、国は増額算定だと言っているのに、わざわざその分、需要額を落としたなどということは言わないと思うので。ただ、マイナンバーカードはやはり本来は任意ですから、言ったら悪いけれども、これを交付税の意味、餌にして、自治体に普及を進めるということ自体が大きな問題だろうと思います。

それともう一つ、補正予算で交付税とは違いますけれども、備荒資金の関係がありました。この備荒資金、当時1990年度ですけれども、12億円を超えたことがありました。当時、備荒資金はあまり財政の資料に出てこない数字だったものですから、私たち共産党は、隠れた貯金だとか隠れた財布だということで批判してきましたけれども、この今回の納付金も含めた額というのは、1990年度以降にそれを超えた年度というのはどの程度あったのか、お示してください。

○（財政）財政課長

このたびの補正によります超過納付の予定額2億円を加えました北海道市町村備荒資金組合納付金の本市の残高につきましては約7億9,407万4,000円となります。

そして、今、委員がおっしゃった平成2年度以降に7億9,000万円を超えた年度があるかという御質問ですが、そちらについては、1990年度は確かに12億円ございましたが、それ以降の年度については、この7億円の残高を超えた年度はございません。

○小貫委員

当時1992年ぐらいに財政調整基金と減債基金の残高が52億円を超えるという今の小樽市には羨ましい貯金があったわけですが、それも含めて備荒資金もその前にはたくさんためていたと。ただ、ところがそこから財政の厳しさというのは皆さん御存じのとおりだと思いますけれども。

それ以来、今、財調が39億円、さらに備荒資金が7億9,000万円、減債基金も今、国からの話もあつて積んだという話になっていて、やはり備荒資金とはいえ、本来は災害対応のための資金組合だと思うのですが、この在り方というのが果たして正常なのだろうかという疑問を持っているのですが、これについてはどのような御意見をお持ちですか。

○（財政）財政課長

北海道市町村備荒資金組合につきましては、組合の市町村で災害による減収を補填し、または災害応急復旧事業その他災害に伴う費用に充てるための積立金に関する事務を共同で処理することを通じて、相互の福利増進と財政運営の健全化を図ることというのを目的として、道内の全ての179市町村が加入し、設立された組合になっております。

そのために普通納付金と超過納付金という制度で、各市町村が不測の事態に対応できるように積立てを行うことを業務としている団体ですので、今、本市が将来の庁舎建設ですとか、災害のために普通納付金、超過納付金を納付するということ自体は問題はないものと考えております。

○小貫委員

庁舎建設のためのお金をためること自体は否定しませんが、本来の在り方がきちんと市民に見える形での財政管理というか、そういうことがやはり必要だろうと思っています。恐らく新しい小樽市の財政には、この辺の記載も出てくることになるのだと思いますけれども、しっかり市民には情報を提供するということが必要です。

◎住吉町の崖対策について

それで、住吉町の関係に話を移したいと思います。住吉町13番、ガソリンスタンドの上の崖の問題です。

過去の質問とも重なるのですけれども、経過を説明してください。

○（総務）災害対策室長

経緯についてですけれども、平成30年5月に北海道から当該地区の現地調査の結果、崩壊箇所がある旨、市に報告がありましたので、22日付で市から道へ当該地区の急傾斜地崩壊防止工事の実施の要望書を提出しましたが、6月21日付で道から当該地は自然斜面に該当せず、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を満たさないことから事業実施が困難との回答を受理いたしました。

そのような中、7月2日、大雨の影響によりまして当該地区の崩壊がさらに進んだため、2日から27日において、市と財務局が大型土のうやブルーシートなどの仮設資材で応急対応の実施をいたしました。

その後、令和元年に、当該地区の1地権者である財務局が地質調査解析業務を実施しましたが、令和3年4月に道から斜面の安定解析を行ったところ、不安定な状態であり、これを住民に伝えるため住民説明会の開催が必要となりました。

このことを受けまして6月28日、30日に、北海道、財務局、市の3者で住民説明会を実施し、道からは人工崖であり、土地所有者が行うことが原則であるため、道の対策工事はできないこと。市からは2度目の応急対策を実施することの説明をいたしました。

その上で8月17日から25日にかけて、市、財務局により、当該地区の仮設資材の更新及び追加の応急対策を実施しました。

その後、令和5年になって、応急対策を講じていない札幌市側の一部の箇所に新たに崩壊が発生したこともありまして、8月16日に市から道へ当該地区の恒久的な対策を検討し実施してほしい旨、再度要望書を提出しましたが、8月24日に道から市に当該地区は人口崖であり、急傾斜地法の読み取りにより、道で実施することは法的にできないという旨の回答があったところです。

○小貫委員

もう5年たって、いまだにブルーシートで覆われているのですけれども、今、答弁があったように急傾斜地崩壊危険区域なわけですが、ところが、再度、急傾斜地法の読み取りにより道で実施することは法的にできないという回答があったということです。

この急傾斜地崩壊危険区域の工事について、法律の定めを説明してください。

○（建設）佐々木主幹

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の第12条に都道府県の施行する急傾斜地崩壊防止工事といたしまして、「都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められるものを施行するものとする。」となっております。

○小貫委員

所有者が施行することが困難だったならば、都道府県が施行するものとするというふうに今、答弁がありましたけれども、ところが北海道は、ただいま災害対策室長からも答弁ありましたように、人工崖は対象外だと、こうやって言い張っているわけです。読み取りでそうやって読み取れるのだというふうに北海道が言っているということなのですが、人工崖が対象外とする法的根拠を示してください。

○（総務）災害対策室長

道が人口崖を対象外とする法的根拠につきましては、今答弁がありました法律第12条におきまして、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するための工事というのは、いわゆる人工崖を工事することであり、やむを得ない場合というのは、これ以外の自然崖を道が施行することはできるが、人工崖を工事することはできないという解釈をしているということでもあります。

○小貫委員

解釈をしているという話でしたけれども、ただ、北海道がこうも言っています。第12条では駄目けれども、法第13条による工事は可能だと。この法第13条の内容を説明してください。

○（総務）災害対策室長

第13条につきましては、読みますけれども、「国又は地方公共団体以外の者が急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。」、2としまして「国又は地方公共団体は、急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。」というようなことが書いてあります。

○小貫委員

本来、都道府県がやるべきだけれども、都道府県がやらなくてもいいよというのが、恐らく今の第13条の意味だと思うのですけれども。

それだったら、第13条のできるのであれば、第12条で北海道が実施すべきなのではないかと思うのですけれども、北海道はやはりおかしいことを言っていると私は思うのですが、なぜ第12条だと工事ができなくて、第13条だと工事ができるのでしょうか。

○（総務）災害対策室長

北海道が話をしているのは、やはり第12条をベースに物を考えておりまして、まず、北海道はこういう法律での指定権者でありますけれども、原則、工事をするのは土地所有者だということで、第12条で、自然崖であれば場合によっては土地所有者ができない場合においてはやるのですけれども、やはり手をかけた人口崖についてはできないのだと。ただ、市がいろいろな条件が整った場合には、市または土地の所有者がやることができるという第13条を追記しているという理解をしております。

○小貫委員

それで、肝腎要の住吉町13番の今の崖崩れの部分の土地の所有状況なのですから、例えば小樽市が何割とか、そういった感じで結構なので説明してください。

○（総務）災害対策室長

当該地域の崩壊に伴う関係する土地の所有につきましては、現時点の整理としまして面積にして約1,000平方メートル弱。土地所有者としましては10名、小樽市と財務局で全体の約2割を所有しておりまして、残りの約8割は個人や事業者の8名が所有しているという状況であります。

○小貫委員

それで、今、市とか国というところが2割だというお話なのですから、法第13条による工事を仮に実施した場合、緊急自然災害防止対策事業債というのが活用できると思うのですけれども、この事業債の内容について説明

してください。

○（建設）佐々木主幹

緊急自然災害防止対策事業債につきましては、国庫補助の要件を満たさない事業が対象になっておりまして、砂防施設、地滑り防止に関わる施設、急傾斜地崩壊防止に関わる施設となっております。

また、起債充当率が100%、元利保証金に対する交付税措置が70%で、事業期間は現段階では令和3年度から令和7年度となっております。

○小貫委員

今、説明がありましたけれども、急傾斜地の部分も含まれるという話なのですが、条件としては住吉町の崖もこれに該当する可能性はあるというふうに今の答弁で読み取ってよろしいのか、確認いたします。

○（建設）佐々木主幹

委員のおっしゃるとおり、読み取れると考えております。

○小貫委員

まだ市がやると言っていないのにあれですけれども、そうなってくると、令和7年度、つまり再来年度までにこれは実施を完了しなければいけないのか、それとも手をつければ、ぎりぎり間に合うのか、その辺のスケジュールはいかがでしょうか。

○（建設）佐々木主幹

申し訳ありませんけれども、そちらの資料を持ち合わせておりませんので、今回お答えすることはできません。

○小貫委員

北海道が何もしてくれないという話なので、ただ、住民のためにはやはり何かしなければならないだろうというふうに思うのです。

ただ、法律では第13条によって地方公共団体が行うことができるという話ですからその場合に、やはり今、7割が交付税措置で返ってくるという話ですので、この緊急自然災害防止対策事業債の活用を視野に入れた対応というのを求めますけれども、答弁をお願いいたします。

○建設部長

この箇所は、急傾斜地崩壊危険区域ということで位置づけされておりますけれども、事業主体の北海道が対策工事を行わない場合には、本来、土地所有者が工事を行わなければならないということになっております。

ただ、この対策には非常に多額の費用も必要ですし、地権者も非常に多い。また、その調整ですとか、この対策をするには相当の技術力が必要だということで考えておりますので、現実的にこの土地所有者が工事や対策をするということは、なかなか事実上は難しいということを思っております。

市といたしましては、こういった状況を踏まえまして、土地所有者の一人として何らかの恒久対策が必要ではないかということで考えておりますので、今おっしゃられた緊急自然災害防止対策事業債を活用した対策方法について、今後、検討してまいりたいということで考えております。

○小貫委員

◎がけ条例について

それでは、質問を変えます。同じ崖の問題なのですが、これも繰り返し私が言っている話なのですが、まず、この9月12日の大雨災害ですけれども、関連して過去10年で、住宅地で崖崩れというのはどの程度発生しているのか、お答えください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

過去10年間の住宅地における崖崩れの発生状況ですが、当室で近年発生の記録があるものについては、平成30年度では住吉地区の急傾斜地の崩壊危険箇所、いわゆる住吉町13番のところの土砂崩れの崩壊等の発生及び東雲地区

で土砂崩れがありまして、これで2件となっております。

令和2年度には石山町の石垣崩壊と高島4丁目の土砂流出の2件、令和5年9月12日、つい先日ですが、入船4丁目地区と潮見台1丁目地区で大雨に伴う土砂崩れが2件ということで6件というふうに考えております。

ただ、この10年スパンでは恐らくもう少し多く出ているのではないかと、十数件以上は発生しているものではないかというふうに認識しております。

○小貫委員

把握し切れない部分ももちろんあると思うのですが、この9月12日の大雨被害で、先ほど2件というお話がありましたけれども、住宅の損壊というのはどうだったのか、お答えください。

○（総務）災害対策室安藤主幹

9月12日の大雨に伴い入船4丁目地区で土砂崩れが発生して、住民6名の方が自主避難ということでされました。土砂崩れが発生した地域は、全て私有地内でありまして、土砂崩れ箇所のある崩壊を防止するためのブルーシートと土のうの被覆は完了しておりますが、現時点までで罹災証明であるとか被害届兼被害届出証明書の発行等の住民からの請求がされておりませんので、当該地区における住宅の損壊については、現時点では市として把握しておりません。

○小貫委員

そこで、繰り返し制定を求めている、がけ条例ですけれども、改めて制定しない理由を説明してください。

○（建設）建築指導課長

制定していない理由についてですけれども、がけ条例を制定することにより、崖崩れ等に対する建築物の安全性は高まると考えておりますけれども、その一方で住宅の建て替え等の際には、崖から一定の距離を離す必要があるため小樽市内の地形の特性を考えた場合、狭い敷地で建て替え等ができなくなるなど様々な影響があり、条例制定には慎重に判断していく必要があると考えているためです。

○小貫委員

しかし、やはり崖付近の、特に崖下に建物を建てる時に、距離を保つことはやはり住民の命、これから家を建てる人にとっては当たり前のように必要なことですし、北海道の条例でもきちんと対策を取れば崖下に建物を建てていいということになっていますので、今、答弁のあったように狭い敷地で建てられなくなるわけではないのです。きちんと擁壁を造ってくださいという話ですから、そういう意味で、やはり制定が私は必要だと思うのです。

その話は後にして、これまで条例を制定していないのですけれども、対象となる箇所については指導しているというのが過去の答弁でした。年間どの程度対象となる箇所への建築確認申請が出されていて、指導に応じている件数というのはどの程度なのか、示してください。

○（建設）建築指導課長

指導に関しましては、建築確認申請時以外にも、窓口などの事前相談でも指導しておりますけれども、それらを含めての年間での指導件数、また、その指導に応じた件数については把握しておりません。

○小貫委員

ただ、窓口で相談があって、崖地の建築ですから、こういうこと気をつけてくださいと言って、感触として応じてくれそうな感じなのか、いや、それはでも規制はないですよということ、そのまま建築の流れになりそうなのか、感触としては何か分かる範囲でお答えできますか。

○（建設）建築指導課長

申し訳ございませんけれども、現在、私が直接窓口に出ることというのがまずないので、指導しているということは間違いのないのですけれども、応じているかどうかについても、その場は話を聞いても、その後の設計で、それを実際に反映したかどうかまで分かりませんのでお答えできず申し訳ございません。

○小貫委員

ただ、今、確認申請というのは民間でもできますから、市役所に確認申請を出さないということも考えられますので、そういう面では指導しているというだけでは、正直、行政としては、まだ甘いのかというふうに感じているところです。

こういった、いわゆる北海道の施行条例が該当になるような崖地というのは、危険な土地だというふうに、建築の専門家としては認識しているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

危険な土地であるか否かという話でございますけれども、その土地の崖の角度ですとかのり面の状態、あと地質によっても危険度が違いますので、危険な土地かどうかは一概には判断できないと考えております。

○小貫委員

課長だったら、その場所に行って、この地質だ、今の角度だといって、ここは危険かどうかと分かるけれども、建築を発注する一個人とかからしてみたら、危険かどうかなど分からないです。でも、そこに建てたいというふうになったら、やはり設計業者も含めて建てられますという話になったら、そのまま建ててしまうと。ただ、それが1回建ててから何十年、その場所が安全かどうかというのはやはり保証できないということなのだと思うのです。

まず、建築基準法第19条の第4項について説明してください。

○（建設）建築指導課長

建築基準法第19条第4項を読み上げます。

「建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない」。

○小貫委員

適当な措置を講じなければいけないというふうになっているのです。この適当な措置というのは、どのように定められているのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

適当な措置につきましては、法令等により、具体的には定められておりません。崖の状況によるところもありますけれども、例えば、のり面を安定した勾配にした上で、芝生によるのり面保護とか、崖が崩れた場合に土砂による被害を防ぐための鉄筋コンクリート塀を設けるなど、そのようなことが考えられます。

○小貫委員

今、定められていないけれども、いろいろな処置については、こう考えられるという説明をしていただきましたけれども、しかし、そうはいつでも法律での縛りはないと。だから、現状で言えば、危険なところであっても適当な措置というのがどういうレベルか分からないから、ある意味自由に建てられると。これはただし、蘭島では駄目だけれども余市町では建てられないという話になるということによろしいのですよね。

○（建設）建築指導課長

余市町は北海道のがけ条例の適用を受けますので、そのがけ条例によって建てられない場合があります。ただ、小樽市の蘭島はがけ条例がないので、その規制は受けないということになります。

○小貫委員

やはり、今、建築基準法にのっとれば、北海道の条例がきちんとつくられているのに、特定行政庁であるこの小樽市がないからいいですよと。しかも、小樽市はやはり崖地が多いというのが地形的な特徴ですので、検討していくべき話だろうということを申し上げて、終わりにいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中鉢委員

◎障害者の施設外就労について

私より二つ御質問させていただきたい、そのように思っております。

まず一つ目が、障害者の施設外就労についてでございます。

今年の夏も大変暑く、市の職員の皆さんも大変お仕事に苦慮されたというふうに思います。労働環境が整っていないと仕事の効率も上がりませんし、また、よい仕事もできないというふうに思います。市民に熱中症の危険性を呼びかけていながら、市役所内でもしも熱中症の職員が出てしまつては、笑うに笑えない話ですし、しっかりと対応をしていただきたいと、よい環境で仕事をしていただきたいというふうに思っております。

それでお聞きしたいのが、まず、市の職員の皆さんの仕事量と職員数のお話をお尋ねしたいと思っております。

最近は新型コロナウイルス感染症関連などで仕事も煩雑化しているというふうにお察しいたしますが、現在の市役所の職員数をお聞かせください。病院であるとか、消防であるとか、いろいろと部局はあるかと思いますが聞かせください。またその職員数は道内の人口等が同程度の市と比べて多いのか少ないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）職員課長

職員数のお尋ねでございましたけれども、今年の5月1日現在ということで、それから今、お話がありましたけれども、消防職と病院職というと自治体によってある、ないというのがあるものですから、その部分を除かせていただきまして、いわゆる一般行政部門の正規職員数と再任用職員数ということでお答えさせていただきたいのですが、それで申し上げますと、本市が1,009名という状況です。

道内の同程度の市ということで人口規模が近いところということで、北見市、江別市と比較して申し上げますと、北見市よりは100名程度少ない、一方で江別市よりは280名程度多いというような状況でございます。

○中鉢委員

ぜひとも市の職員の皆様にはそれぞれの与えられた場、また専門の場でお仕事をしていただきたいと思いますのですが、よくこちらの委員会室でも職員の皆さんが封入作業等をされているのをお見かけいたします。全市に郵送物を送るなどの作業は大きな負担になるというふうに思うのですが、そのような大規模な郵送などの作業が発生した場合、どのように対応していただいているのかをお答えください。

○（総務）職員課長

郵便の封入作業などの対応状況ということで、全てを調べ尽くしているわけではないのですが、そういった作業ということで申し上げますと、例えば印刷と封入作業ですとか、そういうほかの作業と抱き合わせた形で外部委託しているケースというのも中にはあるというふうに聞いてはいるのですが、大抵はいわゆる人海戦術というのでしょうか、そういう形で各課の職員がみんなで手分けをして、そういう作業を行っているというケースが多いものというふうに認識してございます。

○中鉢委員

その作業も職員の皆さんの職務の一つであるというふうには理解しておりますが、この御時世、勤怠管理の面もありますので、残業になったりですとか、負担になっている部分というのがあるのではないかというふうに思います。

そこで、そのような作業を障害を持った方にやってもらうことはできないでしょうかという御提案でございます。といいますのは、現在、新型コロナウイルス感染症も5類感染症に移行しまして、経済活動も戻りつつある今、どの業種の事業者の方とお話をさせていただいても、最初に出てくるのが人手不足の問題でございます。最低賃金が10月1日から上がったりはしますが、最低賃金にかかわらず人が集まりにくい状況が小樽市は強くなっております。

しかしながら、市内に目を向けますと市内の就労継続支援施設、以下、施設というふうに呼ばせていただきますが、施設が増加しておりまして、施設の数に比例しているとすれば、そのような障害を持った方の施設に通所または入所されている方というのは、増えているというふうに考えます。障害といいましても身体、知的、精神というふうにございますが、一見障害を持っているとは見えないような発達障害であるとか、また特定疾患、難病の方もそのような施設に入っておられるケースというのがございます。私の経験から申し上げますと、そのような方というのは健常者の方もしくはそれ以上に一つのことに對して集中して作業されるというような傾向があるように見てとれます。

そして、その就労支援施設の利用者の月平均の工賃は厚生労働省の令和3年度のものでございますが、全国平均が1万6,507円と月で1万6,000円程度しかもらえていないというような実態があるわけです。また、就労施設もいろいろな施設があつて小さな施設では単発の仕事が多くて、安定した工賃が得られていないというようなお話もお聞きします。

先ほど封入作業の話を例に挙げましたが、職員の皆さんが作業をされるより、施設の方が作業するほうが工賃が安いという部分は否定しませんが、工賃の面だけではなく、自分たちができない部分を障害を持っている方にやってもらつと、手の届かないところを助けてもらつというふうな観点で施設外就労として市が提供でき得る作業はないでしょうか。

私が思いつくのは、公園の草刈りやごみ拾い、あと清掃などの維持管理、また、雪解け時の砂の回収であるとか、またそれが難しいとすればどのような部分が障壁になるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉保険）福祉総合相談室曾我部主幹

ただいま障害のある方の就労支援施設などに市役所の業務の一部を発注できないかということで御質問ございましたけれども、福祉総合相談室では、毎年、市内の障害のある方が、就労訓練等のために利用されている施設にアンケート調査を実施してございます。その中で提供していただける品物ですとか、サービスを取りまとめた上で、小樽市における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針を策定いたしまして、各部署に障害者就労支援施設等から調達可能な品目ですとか、サービスを周知いたしまして積極的な発注をお願いしているところでございます。

各施設から回答のあつた中には、御質問でも触れられておりました封入作業ですとか、草刈り、清掃、除雪などのサービスも含まれておりますけれども、このようなサービスについても障害者就労支援施設への発注が可能であることが市役所内で十分に認知されていないことや、サービスの内容によっては外注になじまないものがあることと考えますけれども、発注の拡大に結びついていないことの要因であると考えておりますので、今後も障害者就労支援施設等への発注機会が拡大されますよう、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

○中鉢委員

ぜひとも周知をよろしく願いいたします。

恐らく市として手の回らない、もしくは本来の業務からそれているものの市から頼まれてやむを得ず受けている事業者もあるように聞いております。そのような作業に、民業圧迫にならない範疇での御紹介をぜひともお願いしたいというふうに思います。

次は、庁舎内での話でございますが、庁舎内での施設の生産物の販売についてでございます。

現在、市役所内では食堂の前でのパンの販売、また、庁舎内でお弁当の販売などもされているというふうにお聞きしております。しかし、大勢の市の職員がおりますので常設でなくても仮設で月に何日か程度、施設の生産物の

販売はできないでしょうか。また、それが難しいとすれば、どのような部分が障壁になるかをお聞かせください。

○（総務）総務課長

庁舎内における施設の生産物の販売についてということですが、現在も職員の福利厚生の一環といたしましてお弁当ですとかお菓子の販売とそういったお話をいただいたときには、庁舎利用の使用に支障のない範囲で許可をしているという事例はございますので、同様のケースであれば許可はできるかというふうに思います。

しかし、今、申し上げましたもの以外の取扱いということでありましたら、個別に御相談をさせていただければというふうに思います。

なお、場所につきましては、先ほど私のほうで施設の使用に支障のない範囲ということで申し上げましたとおり、現状としましては、市民の方とかの人通りの少ない本庁で言いますと本館、私ども総務課の横にありますスペースで認めているといったような状況でございますので、それ以外の人が多く行き来する場所というところでの許可というのは難しいかと考えております。

○中鉢委員

私が思い描いたのは本館と別館の間の通路であるとか、大変人の行き来が多いところが望ましいというふうに思いましたが、届出をすれば可能な場所があるということは、多分、市内の施設の皆様も喜ぶお話ではないかというように思います。

それで施設の生産物というのも多岐にわたっておりまして、先ほど挙げましたパンやお弁当に加えて、花や手芸品であるとか木工品、コーヒー、お菓子、これからの時期は農作物などを施設の方は収入源とされているところもございます。先月6日には市長も御挨拶をいただいたというふうに聞いておりますが、北海道手をつなぐ育成会全道大会小樽大会というものが行われました。まさしくこの手をつなぐというのは、当たり前のことですが片方が手を差し伸べないと手はつなげないわけございまして、ぜひとも小樽市が率先して弱者であります障害者の皆様に対しまして手を差し伸べていただくようお願いを申し上げまして、この質問を一度終えさせていただきたいと思えます。

◎海水浴場の運営について

続きまして、海水浴場の運営について質問いたします。

まず、海岸線の多くは北海道が管理すると思っておりますが、海水浴場を運営するに当たり市はどのような介在をし、役割を果たし海水浴場組合は海の家を運営しているのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

海水浴場に市はどのように介在し、役割を果たしているかという御質問でございますけれども、海水浴場の開設については、北海道が定める海水浴場の管理運営に関する指導要綱に基づきまして、各海水浴場組合が、北海道に届出をすることとなっております。北海道の審査を経て道から各市町村にその通知が来るというふうになっております。

この海水浴場の管理運営に関する指導要綱には、監視員の配置等の安全基準やごみ、トイレ等の公衆衛生に関する基準が示されておりまして、本市といたしましては、それらの費用を負担することなどにより組合を支援しているという状況でございます。

○中鉢委員

小樽市内にある海水浴場は5か所だと思うのですが、その中のおたるドリームビーチは平成26年、海水浴場で飲酒をしていた運転手により4名が死傷するという痛ましい事故が起きました。すぐにその年の海水浴場は営業をやめて、翌年も営業を行いませんでした。またその翌年、平成28年に新たなルールづくりをして営業を始めたというふうにお聞きしております。

さて、どのような団体、またその構成員によってどのようなルールづくりがなされたのでしょうか、お聞かせく

ださい。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

委員のおっしゃいますとおり平成26年の死亡事故を契機としまして、おたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会が設置されております。この協議会ですけれども、海岸管理者である北海道、小樽警察署、銭函連合町会などの機関によりまして構成をされておりまして、この協議会において平成28年におたるドリームビーチ海水浴場ルールを策定しております。

このルールですけれども、おたるドリームビーチのにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場とするということを目的としておりまして、海の家及び海水浴場利用者に関するルールを定めております。

このルールでは、海を家の営業時間は午前8時から午後7時までとすること。クラブ化形態の営業の禁止、反社会的勢力の排除の徹底、海を家の従業員のタトゥー露出を控えるなどのルールが定められているところです。

○中鉢委員

それを機に本来であれば海水浴場の時期以外に残ってはいけな建物の撤去も進められたというふう聞いております。

現在の海水浴場組合の組合員はコンプライアンスが遵守された形での海水浴場の運営がなされていると聞いております。市としての見解はいかがでしょうか。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

先ほど申し上げましたおたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会におきまして、海水浴場の開設前のパトロール、開設期間中にも2回合同パトロールを実施しているほか、北海道と小樽市で交互に毎週パトロールを実施しております。その結果、ルールにのっとった運営がなされているものと認識しております。

○中鉢委員

ルールづくりがなされて、その内容について教えていただきましたが、そのルールづくり以降、海水浴場の海の家が減少しまして、今となつては7軒という数になっております。減少の大きな要因については、そのルールに定められた営業時間が大きいと思われます。現在のルールでは、営業は午後7時までというお話がございましたが、市内のほかの海水浴場にそのような営業時間の規制があるのでしょうか。お分かりでしたらお聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室丸田主幹

市内のほかの海水浴場においては、営業時間の規制はありません。

○中鉢委員

海水浴場の海を家の営業というのは北海道では7月、8月の僅か2か月間のみとなつておりまして、そこに時間の制限がかかると、海を家の売上げというのは上がらず、海水浴組合、そして多くの店舗は赤字になっているというふうな報告を受けております。

先日、私もドリームビーチを訪れることがございまして、私は啞然としたのですが、昔は海岸線に沿って建物がずらっと建っているような感じだったのですが、もう今は点在しているような形で、商店街に例えれば、シャッター商店街のような様相を呈しております。

北海道でも一番の知名度を誇り、かつ札幌圏から最も近くアクセスのよい海水浴場だと思います。実際お話を聞かせていただくと、札幌市内の方が大変多いそうです。同じく札幌市近郊でアクセスのよい、あそびーち石狩は営業時間の規制がないそうです。現状このような状況が続くと、自由度が高いあそびーち石狩に海水浴客が流れてしまうというおそれがあり、おたるドリームビーチは存続の危機であるというふうに感じております。

るるおたるドリームビーチの現況について説明させていただきましたが、市としてこのようにしっかりとルールを守り運営している海の家に対し、営業時間の撤廃を進めてほしいと思いますが、市としての見解をお尋ねします。

○（産業港湾）観光振興室丸田主幹

ドリームビーチの海水浴場の組合から営業時間の延長の希望があるということは認識しております。ただ、この営業時間のルールにつきましては、ルールを定めております、先ほど申し上げました、おたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会の中で議論がなされるべきものというふうに考えております。

なお、平成31年に現在のルールを一部改正いたしまして、イベントをやるというときだけ2時間延長して21時まで営業できるということが認められております。

○中鉢委員

段階的にそのように規制を緩めていただけているというのは大変ありがたい話でございます。

そして、海の家営業をされている方の大きな出費の一つが、コンテナ建物の移設費用というふうにお聞きしております。現状は石狩市に運んで、またシーズンになると建てているというようなことで四、五十万円の費用が発生しているというふうに聞いております。

そこでお尋ねいたします。おたるドリームビーチ海水浴場周辺、これは銭函3丁目、4丁目辺りというふうに考えておりますが、小樽市が所有する普通財産の土地はないでしょうか。また、そのような土地があった場合、海の家非営業時にコンテナなどを保管するスペースとして貸与することは可能でしょうか。

○（建設）公園緑地課長

令和4年度財産内訳書では、銭函3丁目、4丁目にある普通財産の土地は、公園緑地課所管のみでありますので、私から答弁させていただきます。

御質問にありました地区には、2筆の土地がございますが、冬季に市道除雪の際の雪押し場として活用されていることなどから、コンテナなどを保管するスペースとして貸出しすることはできない土地であります。

○中鉢委員

確かに住宅街の中の雪押し場ということでは、そぐわないということは分かりました。

次に、おたるドリームビーチ周辺の違法建築について質問いたします。

おたるドリームビーチ周辺、この場合、小樽カントリー倶楽部から海岸線の間というふうな形で、小樽市の市街化調整区域であるというふうに認識しておりますが、正しいでしょうか。

また、市街化調整区域の建築のルールについてお聞かせください。

○（建設）佐々木主幹

ただいま御質問のありましたおたるドリームビーチ周辺は、市街化調整区域になっております。市街化調整区域では、基本的には建築物が建てられないこととなっております。

○中鉢委員

昔は海水浴シーズンが終了しても建物が残っていることがございましたが、今はルールを守り撤去されております。しかしながら海水浴場周辺には多くの違法建築が見られ、中には基礎を打ってしっかり建てられているような建物も存在します。

市としてそのような違法建築をしているものに対してどのような指導をしているのでしょうか、お示してください。

○（建設）佐々木主幹

現地で確認パトロールを行っておりまして、違法建築物を把握した場合は、現地での口頭指導や所有者が特定できたものについては文書により是正指導をしております。

○中鉢委員

確かに違法建築ですので届出もしていないと思いますので、持ち主の特定は難しいというのは理解できます。ただ、一方でルールを守っている事業者の方がおられて、その視点に立って考えますと、自分たちは毎回シーズンに建物を撤去しているのに、なぜあちらは撤去しなくていいのかというような不公平感というのは大変強いものであ

るというふうに思います。

建物の持ち主は特定できなくても、その土地の持ち主は法務局で確認が取れると思いますが、地主を経由してそのような指導は可能でしょうか。また、固定資産税は納付されているのでしょうか、お聞かせください。

○（建設）佐々木主幹

土地の登記簿は建設部では確認しておりまして、連絡が取れる土地所有者については建物所有者の確認を行っておりますが、土地所有者が変わっていても登記されていない場合もありまして、なかなか所有者にたどり着けないものや所有者が判明しても連絡がつかない場合があります。難しいものと思われませんが、現地で所有者の聞き取りなどの調査を行うなど是正指導は粘り強く行っていきたいと考えております。

固定資産税は、申し訳ありませんけれども、私からお答えできません。

○中鉢委員

先ほどの話では、違法建築をしている人は海水浴場の体で営業しているところもあります。市としてそのような違法建築をしている事業者に対して、保健所が営業の許可を出しているかをお聞かせください。

○（保健所）生活衛生課長

食品衛生法に基づく営業許可についての御質問ですが、食品衛生法に基づく飲食店の営業許可の申請につきましては、食品衛生法第55条第2項におきまして、その申請施設が食品衛生法施行条例の施設基準に適合していると認めるときは許可をしなければならないとされているため、施設基準に合致していれば許可をしております。

しかし、他法令の関係もありますので、相談申請時には、保健所作成の食品を取り扱う営業を始める皆様へという資料を渡しまして、注意点として営業する地域によっては建築基準法などの他法令により建築物の用途が制限されている場合もあるので、詳しくは確認してくださいと記載しまして、申請者へ周知を行っている状況でございます。

○中鉢委員

保健所の営業許可というのは、その場に行って現地を確認して出すものだというふうに思います。海水浴場の周辺であれば市街化調整区域だというのは、普通の行政マンであれば分かる話だと思うのです。市街化調整区域で営業許可を出すということは、大変おかしい話ではないかと思います。

実際、隣の札幌市では、そのような事例では営業許可を出していないというような回答もいただいておりますので来年以降、その点についてはしっかり情報を共有していただければ、保健所の届出では衛生責任者であるとか事業者の名前も入っておりますので、そこをたどって違法建築の指導というのもしっかりできると思います。

今回このような件につきましては、観光振興室であるとか建設部、保健所、財政部といういろいろな部分が情報を共有すれば、建築の指導というのは進むのではないかなというふうに思います。もちろん違法建築を犯している事業者ですので、場合によっては警察などとも一緒に指導をしていただきたいというふうに思います。

それでないと、片や市がルールをつくって、守ってくださいと言いながら、300メートル、400メートル離れているところの海の家に対して、違法なことをしているのに指導ができないというのであれば、それはルールを守ってくれと言われても、なかなか難しい話だと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

海水浴場の皆さんも、あの手この手で集客に努力されておりますので、ぜひとも来年の海水浴場のオープンときには、市としてもしっかり御協力をいただいた上で運営をできるよう御協力をお願い申し上げまして、私の質問を終えたいと思います。

○佐藤委員

◎子ども食堂について

子ども食堂について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症による子育て家庭の生活環境が変化しまして、まだその状況から以前の生活に戻れずに、経済的に大変厳しい状況の中で生活されておられる方がいらっしゃいます。2020年には困難を抱える家族の救済またはその困難が元で高まる児童虐待を防ぐために、国が支援対象児童等見守り強化事業の一つで、こども宅食というものの導入を呼びかけました。自宅に定期的に食品を届けることで、その御家庭と御関係を深めていって、子供たちを見守っていけるというこの事業は、本市では推進しましたでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

ただいま御質問のありました、こども宅食の導入も含めた支援対象児童等見守り強化事業につきましては、2020年当時、本市ではこの事業を推進したりですとか、また具体的な実施の検討というものには至っておりませんでした。

○佐藤委員

それでは、この事業に関して、今後、取り組む御予定はありますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

現時点におきましても、この事業に関しまして、市として具体的な検討は行っていない状況でございます。

○佐藤委員

では、この宅食事業の開始よりも、もっと前の2012年に東京都の八百屋が地域の子供たちのために夕食を低料金で提供し始めたというのが子ども食堂のはしりだと言われています。この子ども食堂は全国で今7,300以上にも上っております。

本市でも子ども食堂が活動されておりますが、本市の子ども食堂は何件ありますでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

市内の子ども食堂の件数ですけれども、子供のみを対象とした食堂に加えまして、大人の方、地域の方々が誰でも利用できる食堂も含めまして、直近で市が把握している数字でお答えしますと全部で7か所ございます。

○佐藤委員

では、そこで使われている食材はどのような方法で調達していращやるでしょうか。

○（こども未来）こども福祉課長

食材の調達につきましては、基本的に各食堂が、運営団体がそれぞれ行っていますので、市で全てを把握しているというわけではございません。それぞれの団体で必要な都度、必要な食材を購入しているというのはもちろんですけれども、それ以外に把握している情報としましては、市内で余った食品を集めるフードドライブですとかフードバンクという活動を行っている団体がございまして、そういった団体との連携や市内外の個人の方、それから企業、団体からの寄附によって食材を確保しているというふうには伺っております。

○佐藤委員

それでは、現在、本市では子ども食堂とどのような関わりを持っているのか、お聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

子ども食堂との関わりですけれども、市内で子ども食堂などを運営する団体と市で構成します、おたる市民カフェネットワークというネットワーク会議体がございまして、このネットワークの中において各団体の取組ですとか、各団体の課題などについて、不定期ですけれども会議等を開催しまして、情報共有を行って連携を図っているところでございます。

○佐藤委員

最初はこの子ども食堂というのは、食材が買えない貧困家庭の子供とその家庭をお守りするという目的が強かったようなのですが、今では核家族になりまして子供にとっては貴重な共食の場であったりとか、地域コミュニティの中でも子供の居場所となっております。とても昔の子ども食堂の在り方とは違うように思っております。

現在、食料品ですとか燃料の高騰リスクというのは非常に大きな問題と考えております。ほかにも今後、考えられるリスク、それから課題は、どのようなことが想定されますでしょうか。自治体ができる今の地域コミュニティとして大切な子ども食堂への今後の連携方法や運営支援はと考えてでしょうか。所見をお聞かせください。

○（こども未来）こども福祉課長

今後、考えられる、まずリスクと課題ということでお話がありましたけれども、まずリスクに関しましては、委員の御指摘のとおり食料品ですとか、燃料費の高騰が続いておりますし、下がる兆しも今のところ見えませんので、今後さらに高騰してしまったときに、資金面での負担が大きくなるというところはリスクとして考えられると思っております。

あわせて、今年のような猛暑になりますと、衛生面の部分、食中毒の不安、そういったリスクがあると考えております。

また、課題につきましましては運営団体それぞれ異なるとは思っておりますけれども、先ほど御紹介しましたおたる市民カフェネットワークの会議ですとか、個別の団体との意見交換の中では、まず参加者が固定されてしまったりですとか、それから、団体が想定している利用者に参加してもらうためにどのように周知をしたらいいのかというようなお話ですとか、また、運営のスタッフの確保、それから、先ほども御紹介しましたフードバンク等で保有している食材等を共有するに当たって集めた食材の保管について課題があるというような御意見を伺っております。

また、自治体ができる今後の連携方法ですとか運営の支援ということでございますけれども、連携に関しましては、おたる市民カフェネットワークを活用して引き続き会議などで情報共有を行っていきたいと考えております。

運営の支援に関しましては、これもその会議等を通じて、まずは運営団体がこういった支援を求めているのかといったニーズを把握した上で、行政としてどのようなサポートが必要なのか検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員

先ほども言いましたけれども、昔の子ども食堂の在り方とは今、大きく違っておりまして、農林水産省や厚生労働省も自治体が活動している個人また企業に寄り添って、そして一緒に自治体も共にこの子ども食堂というものを守っていきましょうというような運営になっておりますので、ぜひ本市でも、どこの子供も平等に、そして、すくすくと育てられるような環境づくりをよろしくお願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。